

CLAIR REPORT No. 366

英国における ビジネス改善地区（BID）の取組み

Clair Report No. 366(September 14 , 2011)

(財)自治体国際化協会 ロンドン事務所



財団法人自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

1997 年に政権を握った労働党政権では、英国における公共部門と民間部門とのパートナーシップが検討され、それを活用した様々な政策が実践されてきました。その中の一つとして、本レポートで紹介するビジネス改善地区（**BID**）の制度導入が挙げられます。これは、英国における地域活性化の手法として特に近年多くの成功例をみているものです。官と民がパートナーシップを結ぶことで、ある特定の地区を改善しながら、お互いに利潤を高める仕組みが確立していきました。**BID** は、**BID** 特別税を財源としておりますが、それは該当地区の事業納税者によって支払われた融通のきく財源であり、それにより一定の商業地区を改善し、運営していくものです。このように該当地区内の各事業主からの資金を財源とし、事業主自らが、その特定地域を盛り上げる手法として注目を浴びている制度です。

2003 年地方自治法で、**BID** 制度が法的にも整備されました。

本レポートは、**BID** の起源をはじめ、それが英国で導入されるまでの過程や制度の概要、そして課題について紹介している他、ケース・スタディとして実践例を紹介しています。また本レポートの末尾には付録として、2004 年に制定された「ビジネス改善地区（イングランド）規則」の日本語翻訳も収めておりますので、制度の内容をより正確に把握していただけることでしょう。今後、日本においても、このような英国におけるパートナーシップによる地域活性化への手法は、大いに活用できるものではないかと期待しています。

官と民のパートナーシップを考えていく上で、本レポートが地方自治関係者にとって一助となることを願っております。

（財）自治体国際化協会 ロンドン事務所長

概要

本レポートは、英国におけるビジネス改善地区（Business Improvement Districts : BID）の取組みについて紹介したもので、特にイングランド地方の制度の紹介に焦点を当てている。また実際の BID 運営主体によるケース・スタディの考察により、具体的な BID の運営実態の把握に努めた。

第1章では、BID 導入に向けたプロセスとして政府の動向に注目し、その経緯について紹介している。

第2章では、BID のパイロット事業が全国で展開され、その後制定された BID（イングランド）法、そして英国全土で実施されている BID の現状を紹介している。

第3章では、世界中で取り組まれている BID は、国により仕組みに違いがあることから、ここでは他国 BID との比較を交えつつ、英国 BID の内容について明らかにしている。

そして第4章では、実際に BID を活用している運営主体の実例として、ベター・バンクサイドと e11bid の事例を紹介している。

本レポートの内容は、特に断りのない限り、イングランド地方の取組みを紹介しているのでご留意されたい。

目 次

はじめに

概要

第1章 BID が導入されるまでのプロセス

第1節 問題の所在から	1
第2節 タウンセンターマネジメントから BID へ	1
第3節 BID の起源	2
第4節 政府の BID 導入に向けた動向	2
1 1998 年の白書	2
2 アメリカの調査結果	3
3 2000 年の緑書	3
4 2001 年 12 月の地方自治白書	4

第2章 BID の進展

第1節 政府による BID のパイロット事業	6
第2節 2004 年 BID（イングランド）法の制定	7
第3節 BID の形態	8
第4節 BID の現状	9

第3章 英国での BID 取組み

第1節 概要	15
第2節 BID を活用する利点	16
第3節 ロンドン BID	17
1 ロンドン BID とは	17
2 実施事業の内容	17
第4節 地方自治体の役割	19
第5節 他国 BID との相違点	19
1 課税の対象者	20
2 サービスの責務	20

第4章 ケース・スタディ

第1節 概要	21
第2節 ベターバンクサイドの事例	21
1 土地の沿革	21

2	BB の徴税自治体と投票	22
3	実施事業の内容	23
4	理事会と評価システム	27
5	BB の収支予算.....	28
6	BB の今後の課題	29
第3節	e11bid の事例.....	30
1	概要	30
2	BID 特別税徴収の考え方	31
3	取組み内容.....	32
4	展望（オリンピック開催に向けて）	32
第4節	BID の評価～ライオンズ卿のレポートから～.....	33
おわりに		35
参考文献.....		36
付録 2004 年ビジネス改善地区（イングランド）規則(通称：BID 法)（日本語翻訳分）		37

第1章 BID が導入されるまでのプロセス

第1節 問題の所在から

昨今の中心市街地における地域再生は、程度の差こそあれ、あらゆる国の課題の一つであると言えよう。英国では、1960年代以降、大型店の店舗数が増加し、郊外に店を構えるようになると、1980年代以降は、それら大型店の郊外立地は当たり前となり、郊外の広大な土地を利用したショッピングセンター等、レジャーを兼ねた複合施設が建設されるようになった。それに伴い、中心市街地の空洞化は深刻な問題となり、空き店舗の増大といった中心市街の衰退が顕著となる。そのような都市中心部の空洞化に歯止めをかけるため、英国においても、中央政府によるさまざまな政策がこれまでに行われてきた。しかし1980年代のサッチャー政権により、そのような空洞化地区の再開発に係る国からの資金援助にも抑制がかかるようになってからは、それまで国の補助金を頼りにしてきた事業主たちも、いかに自ら資金調達・管理、運営を行うべきか、という問題に直面するようになる。そこで最も効果的な運営手法が検討された結果、各事業主がお互いを補完し合う方法が最善策とされ、一定地域が共同で事業を展開する手法が徐々に浸透するようになってきた。

このような流れを受けて、近年ではさらに、特定地域内での円滑な共同事業の運営を制度面から支える効果的な手法として、ビジネス改善地区（BID）が注目されるようになってきた。BIDとは、都市中心部の地域経済再生を目的とした、地方自治体と民間企業とのパートナーシップによる地域整備である。

第2節 タウンセンターマネジメントの活用から BID へ

BID が注目されるようになる以前、1980年以降の英国では、中心市街地の再生のための最も有効な運営手法としてタウンセンターマネジメント（TCM）を活用していた。1991年には、専門家、企業、行政が協力し、NGO組織でTCMの全国組織であるタウンセンターマネジメント協会（ATCM）が設立されている。組織の形態は、TCMも地方自治体と民間企業とのパートナーシップを基本としていることから、BIDでも重要となる官と民とのパートナーシップ体制は、すでに英国では確立していたことになる。活動内容についても、BIDと活動範囲に若干の違いはあるものの、ほぼ類似した分野での事業を展開している。なおATCMの運営資金は、公共資金・民間会費、EUからの補助金等で成り立っている。

しかしTCMが、効果的な事業を行う上で必要不可欠な継続的な資金調達の問題に直面するようになると、これをいかに確保すべきか、という課題に対する対応策が議論されるようになった。その結果、すでにアメリカに先例があり、高い成功を収めていた

BID の仕組みに高い関心が向けられるようになった。

第3節 BID の起源

そこで、そもそもなぜ BID という考えが生まれたのか、その起源を見てみることにしよう。BID は、およそ 45 年前に始まったと言われている。1965 年、当時カナダ・トロントのビジネスマンだったアレックス・リング（Alex Ling）氏は、彼の店があった地区内の落書きやごみの散乱、破損という治安の悪化に困っていた。そこで彼は地区内の他の小売業者と連絡を取り合い、地域問題を解決するために何か自分たちで改善できないものか検討を始めた。

地方自治体から資金援助を受けられる見込みはほとんどなかったため、小売業者たちは、税金のような形でお互いにお金を出し合うことに決め、それぞれの事業規模に基づく比率で資金を提供することとした。その資金はプールされ、街灯の追加費用、街路の備品購入、ごみ回収のために使用された。その結果、この地区は急速な環境改善をみせ、顧客数が増え、小売業者の収益も増し、その収益額は、当初費やした額を大きく上回ることとなった。それからというもの、このアイディアは瞬く間に広まり、まずはカナダ、アメリカ、そして世界各都市へと広まっていった。現在ではその全体数を把握するのが困難なほど普及しており、アメリカだけでも 1,000 以上の BID が存在しているという。

1

第4節 政府の BID 導入に向けた動向

前述したとおり、英国政府は、先例のあったアメリカでの BID の仕組みに高い関心を寄せていた。そこで次に、英国における BID 導入に至る政府の動向を概略し、それが 2003 年地方自治法で制度として制定されるまでの間、どのように発展していったか、どの時点でどのような議論がなされたのか、その内容と経緯に焦点を当ててみたい。ここで政府の動向を考察するにあたり、英国議会が公開している BID に関するスタンダード・ノート²を主要な参考資料とし、その経緯を紹介することにする。

1 1998 年の白書

英国では、1997 年に保守党政権が、BID をどの程度導入することが可能かを評価するための調査を行った。また同年、当時の都市計画担当大臣を含めた、上級国会議員からなるグループが、ニューヨーク市内の Bryant Park BID を視察し、短期勉強

¹ M.STEEL & M. SYMES “The Privatisation of Public Space? The American Experience of Business Improvement Districts and their Relationship to Local Governance” *Local Government Studies*, Vol.31, Number3, June 2005, p.322.

² <http://www.parliament.uk/commons/lib/research/briefings/snpc-04591.pdf>

会を実施している。³その翌年には、新労働党政権の白書「地方自治の近代化—市民と共に (Modern Local Government-In Touch with the people)」が出版され、その中で BID の導入を示唆する政府の方針が提示された。白書では、政府は現存するビジネスレイト（事業税）制度はそのまま保持する方針であるものの、一方で各地域によりビジネスレイト率を変えられるようにするという、制限付きの自由を地方自治体に与える用意のあることが示され、地元ビジネスの同意のもとで、追加のビジネスレイトを設置する可能性についての内容を含んでいた。

2 アメリカの調査結果

アメリカでの各 BID の成果は、英国においてはそのコンセプトについての批判はあったものの、比較的肯定的に伝えられたという。例えば 2000 年 5 月の調査についてファイナンシャル・タイムズ紙は、アメリカでの BID の取組みに対し、極めて肯定的な見解を伝えていたことが報告されている。

ニューヨーク・タイムズスクエアは、この手法の一番大きな広告・宣伝となるものだった。世界都市が、衰退から救われたのだ。この街には他にも約 50 の BID があり、アメリカ全土では 100 ほどもある。ワシントンでは、ホワイトハウスやキャピトル・ヒルの見える範囲内の地域で、長年に渡り荒れ果て、財政窮迫状態に陥るという現実があった。しかし、税金や補助金が 700 万ドルに上昇した後、ついに変革が始まった、とダウントウン BID の総長、リチャード・ブランドリー氏は伝えている。空き店舗率は 5 % まで下がり、年間の訪問者は 800 万人まで 2 倍以上に増えた。⁴

この調査報告から、BID がその地域を改善する有効な手法であったことは間違いないことがわかる。前述したが、BID はカナダを発祥の地とし、以後アメリカ、南アフリカ、ニュージーランド、ドイツへと広まり、すでに全世界で取り組まれている。よって英国における BID 導入も、何ら否定されるものではなく、むしろ歓迎されるべきものであっただろう。そこで、アメリカで実践されている制度がどの程度英国に移入できるのか、国の事情に合わせたこの比較検討が重要であった。

3 2000 年の緑書

2000 年 9 月に政府が発表した緑書「地方財政の現代化 (Modernising Local Government Finance)」では、地方財政全般にわたる改革が提案されており、その

³ Anna Minton, "GROUND CONTROL, Fear and happiness in the twenty-first-century city, Penguin 2009, Page.43.

⁴ <http://www.parliament.uk/commons/lib/research/briefings/snpc-04591.pdf>

中でビジネスレイトに係る地方自治体の上乗せ税率と地方税の再投資プログラムをどのように機能させるかが提案された。このビジネスレイトの上乗せ税率は、「都市白書 (The Urban White Paper)」で提案された「街並み改善スキーム (town improvement schemes)」投資の一つの方法として提案されていたものであるが、それに続いて、地方追加税という手法が BID のスキームに取り入れられることとされた。そして 2001 年 4 月、当時のトニー・ブレア首相は、BID の財源について、「政府は、地方のビジネスと地方自治体が共に合意の上で、追加の税率分を BID の財源とする法律を導入することを決定した。これは、アメリカで大成功を収めたビジネスモデルに沿ったものとして策定される」と発表した。

このように、2001 年 4 月に、BID の財源は、ビジネスレイトに上乗せさせた追加徴税という形で徴税されることと定められ、そのための法律が整備されることが正式に伝えられた。

4 2001 年 12 月の地方自治白書

2001 年 12 月、「地方自治白書 強力な地方のリーダーシップを一質の高い公共サービスを (Strong Local Leadership-Quality Public Services)」が発表され、この白書で BID がどのように機能するかが最終的に具体化された。その内容は次のとおりである。

- ・ BID は、地方納税者の同意のもと、地方コミュニティに利益をもたらすスキームを促進し資金を供給するために、あらゆるディストリクト、バラ、ユニタリーで設定することが可能である。
- ・ BID がどこでどのように導入されるかという線引きの柔軟性については、考慮の余地がある。BID は、地方自治体とビジネスが親密な関係を発展させられる特定の事業の下での、協働が必要である。一方、「地方戦略的パートナーシップ」は、地方自治体とビジネスの間での広域的な協働の形を提供する。
- ・ 最も重要な変更点は、すべてのビジネスが、BID を導入するかしないかの投票を行う権利によって保護されるということである。もし彼らが賛同するなら、BID は導入されるが、もし賛同しないなら、導入されない。政府は投票の運営に関する基本的な規則を明確に定める必要があるだろう。しかし BID 提案の他のすべての点については、地方自治体と地方ビジネスによって設定されるべきである。
- ・ BID 設立に向けた出発点は、地方ビジネスによっては悩みの種となっていることもある地方自治体によって提供されるサービスの弱点や隙間の確認である。アメリカにおける BID は、ビジネスによって予防策（高頻度の警備、CCTV カメラやごみ箱の設置）、改善策（落書きやごみに対する迅速な対応、街灯の取り

換え、舗道修繕)、該当地区の外観への投資(新しいストリート・ファニーチャ、植林など)を確実にするため追加の税を支払うスキームが用意されており、荒廃したり、危険になったりしているタウンセンターの問題を解決することに焦点が当てられている。しかし、同じようなアプローチは、地域に職業訓練や雇用スキームを供給したり、またより頻繁に田舎のバスサービスを行うことに資金を供給したりするといったような様々な問題にも適用されうることから、ここで重要なことは、どの問題に取組み、その取組みのためにどのような特別策が必要なのかを、地方自治体とビジネスコミュニティ両者により明確にすることである。

この白書による具体的な提案は、2003年地方自治法の制定で実現された。2003年地方自治法第4章が **BID** に関する項目を規定している。これにより、数年にわたる検討の末、ようやく英国においても **BID** 制度が確立したことになった。その内容は大きく分けて、**BID** 制度、**BID** 特別税、徴収事務等、投票の手続き、雑則から構成されている。

第2章 BIDの進展

第1節 政府によるBIDのパイロット事業

英国では、前章に記述した政府の動きを受け、まず2002年から2005年の間に、22のパイロット事業がイングランドとウェールズで開始した。これにより、BIDの導入が本格的なものとなっていった。このプログラムは、副首相府（Office of the Deputy Prime Minister）との協働の下、タウンセンターマネジメント協会（ATCM）によって運営された。またこのATCMは、政府が法律を具体化する際の支援組織ともなっていた。このパイロット事業を開始するにあたっての目的は、次のとおり⁵であった。

- ・ 様々な地域でのBIDの試験
- ・ 管理能力や技能の必要なレベルと特質の確認
- ・ 研修や雇用問題、運営上の問題に対する信頼性の高いガイダンスの作成
- ・ 必要な財源、時間のスケール、仕組み、測定の確認
- ・ 幅広いパートナー機関を含んだ役割の検証
- ・ 優良事例報告書と電子情報バンクの作成
- ・ 簡素で、開かれていて、包括的な手続の定義
- ・ 能力開発
- ・ 指導を有効なものにし、二次的な法律の必要性について報告
- ・ 潜在的な不備の確認

まだ制度的に確立していない中で、BIDの準備段階を全般的に支援したのは、UKBIDやBritish BIDという非営利組織であった。UKBIDは、ATCMによって管理・運営されている諮問サービスの組織であり、2004年以降は、各BID投票の結果等のデータをもとに、設立されたBIDの一覧を作成し、情報提供を行っている。British BIDは、UKBIDとは別の組織ではあるが、正式なあるいは進展中のBIDの運営体に対して、メンバーシップの案内を行っている。

パイロット事業の稼動と平行して、本格的なBID導入に向けた検討が引き続き行われたが、2003年地方自治法の中でBID制度が規定されると、翌年の2004年9月には、ついにBID（イングランド）法が施行される運びとなった。そして英国では初となるBID投票が、2004年の終わりに行われた。それ以後、法律に基づくBID制度が英国においても定着しつつある。

⁵ <http://www.ukbids.org/national-BIDs-pilot.php>

第2節 2004年 BID（イングランド）法の制定

2004年9月16日、BID（イングランド）法が国会で可決通過し、翌9月17日から実施されることとなった。BID 法は、次の21条から構成されている。⁶

1. 適用対象、呼称、実施開始日、解釈
2. BID 提案開発を目的とした徴税自治体からの情報入手
3. BID 提案者
4. BID 提案、更新提案、変更提案、および準備手続き
5. BID 投票、更新投票、変更投票、再投票実施の指示
6. 投票実施者
7. 投票の手配と実施
8. 投票権者
9. 投票無効の宣言
10. 投票費用の支払い
11. 投票勧誘運動を目的とした徴税自治体からの情報入手
12. BID 提案に対する拒否権の行使
13. 拒否権行使に対する異議申し立て
14. BID 収益勘定
15. BID 負担金その他の徴収事務
16. 変更投票なしで行う BID 制度変更
17. 投票を経た BID 制度変更
18. BID 制度の終了
19. 情報
20. 投票実施者の経費
21. 請求、申請、通知の電子通信

ここで、BID の規定の重要な点を取り上げてみる。まず、BID 設立提案者についてであるが、BID 設立の提案を作成できるのは、対象地区内でビジネスレイト（事業税）を納税している者、対象地区内の土地の所有者、抵当権者、もしくは借地人、または法人か否かを問わず BID 設立提案の開発を行う主体、該当徴税自治体となっている。また BID 提案者は、投票通知を送る84日前までに、該当徴税自治体および大臣にその意思を連絡する必要がある。

⁶ 各項目の詳細については、本規則の翻訳を付録として本書の末尾に添付したので、必要に応じてそちらをご確認いただきたい。

なお BID 設立提案書には、次の事項が含まれていなければならない。

- ・ 提供される工事やサービスの内容および BID 制度実施の責任者
- ・ 該当徴税自治体が提供している既存の基本的サービスの概略
- ・ BID 制度によって影響を受ける地区（地図）
- ・ 対象地区内の納税事業者
- ・ BID 特別税の賦課額計算法
- ・ BID 設立提案の開発
- ・ 投票実施方法
- ・ 支出費用が BID 特別税で賄われるか否か
- ・ BID 特別税免除がある場合、その対象となる納税事業者の区分と免除適用基準
- ・ 変更投票を行わない BID 制度変更が可能か否か。可能な場合はその BID 制度の該当部分
- ・ 変更した BID 制度の実施開始日

BID 設立投票について、投票はすべて郵便投票で行うものと定められている。投票の実施条件が整えば、徴税自治体は投票自治体に投票の指示を出し、投票日の少なくとも 42 日前までに投票の公告を行う。投票日については、営業日であり、かつ投票権者に投票用紙が送付されてから少なくとも 28 日を経過しており、公告を行ってから 90 日以上が経過している日であることとされている。

第3節 BID の形態

British BID と UKBID/ATCM の両組織は、当時の「地方財政－補足ビジネスレイト（Local government finance: supplementary business rate）」に関するコミュニティ・地方自治委員会の調査に対し、意見書を提出している。その後、British BID は、正式に設立した 45 の BID 運営体の分析調査を行った。そして BID には次のタイプが存在することを示した。

- ・ タウンセンターBID(Town Centre BID)
- ・ レジャーBID(Leisure BID)
- ・ 商業 BID (Commercial BID)
- ・ 工業団地 BID (Industrial BID)
- ・ 多目的 BID(Mixed use BID)
- ・ 市全体の BID(Citywide BID)

British BID はさらに、これらの分析結果から BID に係る特別税率の全般的な傾向も

示した。

多くのケースで、**BID 特別税率**は、課税評価額の 1 % で、これはほとんどの企業にとって基準税率であると考えられている。いくつか 1 % を超えているところもあるが、**タウンセンター BID** については、2 % を上回っていた。いくつかの工業団地では、高い税率に直面しているところもあった。現行の最高税率は、4 % である。このような高い税率は、工業団地で見受けられやすい低い課税評価額を反映してのものである。

BID の大半は、最低課税評価額を導入している。この額は、各 **BID** により様々であり、特定地区内の企業の規模や人数、不動産評価額によっている。最も低い不動産評価額は、5,000 ポンドとされる傾向にある。（すなわち、基本的に、特別税が年額 50 ポンドを下回る企業は課税対象から除かれることとなる）。そしてデータに基づく最も高い不動産評価額は、250,000 ポンドとなっている（例えば **New West End Company BID**）。

特別税の規定においては、特別な状況の下で配慮される多くの特例がある。例えば、チャリティー団体や不動産の一部使用（上階のみ使用等）に対する減免等である。

BID 特別税の傾向は、現在も概ね上記のとおりである。

第4節 **BID** の現状

英国全土で、これまで 128 の **BID** 投票が行われており、その投票結果は、105 が可決、23 が否決となっている。⁷また全体の投票率は 24～80%の範囲となっており、投票率が低くとも、**BID** 設立の必要条件である 2 つの賛成投票率がクリアされていれば可決となり、同時に **BID** 特別税の法的な支払い義務が生じることから、投票率の低い **BID** 区域はその後の運営に注意が必要となる。**BID** 導入の要請は、各地区により事情が異なるものの、**BID** に手を挙げた運営体の実に 8 割強が、**BID** を実施する結果となっている。英国においては、あらゆる地域で今や **BID** の制度を必要としていることが分かる。

BIS 投票結果(可決)

⁷ <http://www.ukbids.org/BIDS/index.php> 参考 （2009 年 12 月現在）

BID	BID のタイプ	投票最終日	賛 成 率 人数比	賛 成 率 課税比	投票率
BID4 Bury	Town Centre	01/12/09	59%	68%	32%
Bayswater BID	Town Centre	20/11/09	59%	60%	34%
Birmingham Broad Street (2nd Term Ballot)	Town Centre	13/11/09	94%	96%	58%
Worcester BID	Town Centre	04/11/09	71%	79%	43%
Victoria BID	Town Centre	30/10/09	67%	73%	55%
Lincoln BIG (2nd Term Ballot)	Town Centre	29/10/09	79%	85%	53%
Plymouth BID (2nd Term Ballot)	Town Centre	19/10/09	89%	92%	45%
Witham Industrial Estate BID	Commercial	10/08/09	63%	76%	52%
Hams Hall BID	Commercial	31/07/09	86%	82%	79%
Kingstonfirst (2nd Term Ballot)	Town Centre	24/07/09	70%	74%	42%
Dumfermline BID	Town Centre	19/06/09	73%	62%	47%
Willow Lane	Ind Estate	06/05/09	93%	95%	42%
Hitchin BID	Town Centre	07/04/09	70%	70%	48%
Stratford BID	Town Centre	02/04/09	72%	69%	35%
Brackmills BID	Ind Estate	01/04/09	90%	95%	42%
Ilford BID	Town Centre	20/03/09	67%	64%	36%
Falmouth BID	Town Centre	13/03/09	70%	67%	54%
Colmore Business District	* Commercial	27/02/09	87%	90%	50%
Reading BID2 (2nd Term Ballot)	Town Centre	13/02/09	59%	67%	45%
Kimpton BID	Commercial	06/02/09	86%	87%	63%
Skipton BID	Town Centre	06/02/09	59%	73%	41%
Garratt Business Park Management	Ind Estate	17/12/08	90%	90%	67%
Royston First	Town Centre	02/12/08	61%	62%	39%
Preston BID	Commercial	28/11/08	73%	83%	25%
Newcastle BID	Town Centre	24/11/08	67%	59%	52%
Hinckley BID	Town Centre	18/11/08	64%	70%	39%
Bristol Broadmead (2nd Term Ballot)	Town Centre	31/10/08	55%	55%	53%

Paddington BID (2nd Term Ballot)	Town Centre	30/10/08	83%	90%	46%
Boston BID	Town Centre	22/10/08	73%	83%	24%
Liverpool BID (2nd Term Ballot)	Town Centre	17/10/08	64%	68%	42%
Alloa Town Centre BID	Town Centre	16/10/08	93%	93%	57%
Edinburgh BID	Town Centre	27/05/08	58%	63%	44%
Falkirk BID	Town Centre	09/05/08	70%	61%	39%
Lancing BID	Ind Estate	08/04/08	65%	83%	50%
Clackmannanshire BID	Ind Estate	01/04/08	85%	79%	48%
BID Leamington	Town Centre	31/03/08	61%	63%	41%
Inverness BID	Town Centre	18/03/08	73%	84%	34%
Bathgate BID	Town Centre	14/03/08	93%	82%	45%
Daventry First	Town Centre	13/03/08	74%	80%	27%
Coventry City Centre BID (2nd Term Ballot)	Town Centre	29/02/08	83%	85%	36%
Dorchester BID Company	Town Centre	29/02/08	81%	84%	56%
New West End Company (2nd Term Ballot)	Town Centre	21/12/07	63%	73%	43%
Astmoor Industrial Estate	Ind Estate	06/12/07	72%	77%	65%
Halebank Industrial Estate	Ind Estate	06/12/07	72%	70%	50%
Derby Cathedral Quarter BID	Town Centre	28/11/07	85%	74%	43%
Longhill and Sandgate BID (Hartlepool)	Ind Estate	12/11/07	80%	94%	29%
Dublin City Centre BID	Town Centre	30/10/07	77%	TBC	TBC
Nottingham Leisure BID	Town Centre	26/10/07	75%	75%	33%
Kings Heath BID	Town Centre	28/08/07	74%	53%	27%
Blackburn EDZ Industrial Estate BID	Ind Estate	02/08/07	89%	89%	40%
BID Taunton	Town Centre	31/07/07	72%	67%	42%
Winchester BID	Town Centre	26/07/07	54%	62%	45%
Worthing Town Centre BID	Town Centre	05/07/07	57%	53%	31%
Truro	Town Centre	05/07/07	71%	63%	51%
Sleaford BID	District Wide	05/07/07	69%	75%	40%
E11 BID	Town Centre	22/06/07	95%	91%	42%

Argall BID	Ind Estate	23/05/07	86%	93%	TBC
Segensworth Estates BID - Fareham	* Ind Estate	15/05/07	73%	TBC	30%
Segensworth Estates BID - Winchester	* Ind Estate	10/05/07	100%	TBC	76%
Cannock Chase BID	Ind Estate	30/03/07	62%	68%	44%
Erdington	Town Centre	29/03/07	74%	55%	31%
Croydon BID	Town Centre	28/02/07	63%	70%	44%
London Riverside BID	Ind Estate	26/02/07	82%	68%	30%
Heart of London Business Alliance (2nd Term Ballot)	Town Centre	26/02/07	86%	89%	62%
Angel Town Centre BID	Town Centre	23/02/07	77%	83%	51%
Coventry City Wide BID	District Wide	22/02/07	54%	59%	33%
Cater Business Park	Ind Estate	05/02/07	90%	80%	56%
InSwindon	Town Centre	01/02/07	69%	54%	41%
Oldham BID	Town Centre	06/12/06	76%	56%	45%
Southern Cross BID	Ind Estate	04/12/06	94%	99%	72%
Retail Birmingham BID	Town Centre	09/11/06	69%	62%	49%
Altham BID (2nd Ballot)	Ind Estate	08/11/06	61%	70%	70%
Hull BID	Town Centre	18/10/06	81%	76%	45%
Cowpen Industrial Association BID	Ind Estate	05/10/06	88%	87%	32%
Ipswich	Town Centre	24/07/06	66%	70%	49%
Brighton	Town Centre	26/05/06	64%	70%	46%
Swansea	Town Centre	04/05/06	74%	65%	45%
West Bromwich Albion BID	Ind Estate	07/04/06	79%	85%	48%
Hammersmith	Town Centre	29/03/06	57%	70%	48%
Great Yarmouth BID	Town Centre	28/03/06	82%	88%	44%
Ealing	Town Centre	28/03/06	65%	64%	51%
Hainault Business Park Business Improvement District	Ind Estate	20/03/06	85%	93%	52%
Camden Town Unlimited	Town Centre	01/03/06	83%	84%	50%
Waterloo Quarter Business Alliance	Town Centre	01/03/06	74%	92%	50%

Bolton Industrial Estates BID	Ind Estate	01/12/05	72%	84%	46%
Winsford Industrial Estate	Ind Estate	19/11/05	89%	71%	50%
Reading BID	Town Centre	19/11/05	68%	60%	38%
London Bridge	Town Centre	17/11/05	71%	78%	50%
Liverpool City Central BID (2nd Ballot)	Town Centre	20/10/05	62%	51%	56%
Rugby	Town Centre	30/09/05	66%	74%	50%
Keswick	Town Centre	22/09/05	55%	74%	50%
Blackpool Town Centre	Town Centre	23/08/05	89%	74%	40%
Bristol Broadmead	Town Centre	30/06/05	60%	56%	59%
Birmingham Broad Street	Town Centre	26/05/05	92%	97%	65%
Lincoln	Town Centre	18/04/05	79%	83%	44%
Bedford	Town Centre	30/03/05	77%	81%	40%
New West End Company	Town Centre	16/03/05	61%	69%	53%
Plymouth BID	Town Centre	01/03/05	77%	66%	58%
Paddington BID	Town Centre	01/03/05	87%	88%	51%
Coventry City Centre BID	Town Centre	24/02/05	78%	75%	38%
Holborn Partnership	Commercial	11/02/05	82%	77%	50%
Better Bankside (London)	District Wide	24/01/05	75%	67%	48%
Heart of London Business Alliance	Town Centre	31/12/04	71%	73%	62%
Kingston First (Kingston Upon Thames)	Town Centre	16/11/04	66%	66%	37%

* Represents a single BID across a Borough Boundary

BID 投票結果（否決）：

BID	BID のタイプ	投票最終日	賛成率 人数比	賛成率 課税比	投票率
Warwick BID	Town Centre	30/11/09	26%	47%	62%
Spalding BID	Town Centre	23/09/09	25%	28%	61%
Gloucester Canal Corridor Partnership	Ind Estate	07/08/09	17%	TBC	80%
Evolve Eastbourne	Town Centre	20/05/09	37%	27%	36%

Southampton BID	Town Centre	02/03/09	42%	46%	34%
Maylands BID	Commercial	06/02/09	54%	38%	43%
Glasgow BID	Town Centre	25/11/08	48%	59%	TBC
Hams Hall	Ind Estate	17/09/08	75%	42%	80%
Oxford BID	Town Centre	07/07/08	44%	48%	41%
Shrewsbury BID for the Town	Town Centre	25/04/08	52%	48%	TBC
Colchester BID	Town Centre	28/11/07	30%	TBC	TBC
Bayton Industrial Estate BID	Ind Estate	16/03/07	39%	37%	65%
Southport BID (2 nd Ballot)	Town Centre	16/03/07	64%	42%	56%
Chester	Town Centre	03/01/07	46%	24%	34%
Leicester	Town Centre	03/10/06	52%	36%	37%
Malton	Commercial	11/04/06	42%	59%	50%
Maidstone BID (2 nd Ballot)	Town Centre	01/02/06	49%	59%	33%
Runnymede BID (2 nd Ballot)	District Wide	08/12/05	46%	TBC	60%
Southport BID (1 st Ballot)	Town Centre	19/11/05	52%	48%	59%
Liverpool City Central BID (1 st Ballot)	Town Centre	14/03/05	51%	47%	36%
Runnymede BID (1 st Ballot)	District Wide	01/03/05	39%	47%	58%
Altham BID	Ind Estate	25/02/05	49%	52%	79%
Maidstone BID (1st Ballot)	Town Centre	23/02/05	49%	60%	33%

第3章 英国の BID 制度

第1節 概要

英国における BID は、一定商業地区の改善と運営のための融通のきく財源を持った仕組みである。また別の言葉で述べれば、特定の地区を改善し、付加サービスの提供を目的とする地方自治体と地方ビジネスによるパートナーシップを意味する。原則として BID は、BID 特別税を財源としており、それは該当地区の納税事業者全員による BID 投票で、過半数以上の賛成投票があった場合にのみ支払われる、地方自治体に対して通常支払うビジネスレイト（事業税）に上乗せさせた追加課税である。投票における過半数以上の賛成投票が BID の設立に必要な条件となるわけだが、ここでいう過半数以上とは、その投票において「納税事業者の過半数以上の賛成」と「課税対象となる不動産総評価額（the proportion of their rateable value）の過半数以上の賛成」を得ることである。その両方で過半数以上の賛成が得られて初めて、その課税は、該当地区の事業納税者全員にとって法的な支払い義務となり、ビジネスレイトと同様の方法で地方自治体から徴収されることになる。もちろんこの税金に対する支払い拒否や滞納は、裁判にまで発展しうる。このようにいったん賛成が得られれば、該当地区の全企業は、法律により BID に貢献することが義務づけられることになる。

また BID 投票の前には必ず、BID 提案者による包括的な BID 事業計画（ビジネスプラン）の立案と、検討が必要とされる。この事業計画には、BID（イングランド）法に従い、一定の期間内に展開されるべきサービスの提供内容が明確に規定されていなければならない。

さらにこの事業計画は、地元ビジネスコミュニティと地方自治体とが協働して、その内容について十分な協議を重ねた上で立案されなければならないとされている。BID が提供するサービスは、基本的に地方自治体によりすでに提供されているサービスに、「上乗せ」という形で提供されるサービスが基本となるが、それらのサービスを保証するためにも双方の同意・契約が必要となる。すなわち、BID 申請の過程では、行政の監督が大きく働くことになるが、いったん行政の許可を得られれば、各 BID の運営体は、それぞれ自主的に管理、運営することができるようになる。

BID は、あらゆる地区で設立が可能であるが、特にタウンセンター（中心市街地）での実施が多い。しかし、1本か2本の特定のストリート、逆に大規模な地区でも実施されうる。また、企業の必要性に応じ、工業団地、ビジネス街等、どこでも設定は可能である。その設定範囲や問題事項は、それぞれの BID により異なる。

それでは、次に各主体が、この BID 制度を活用することによって、どのような利益がもたらされると捉えているかを見ていくことにする。

第2節 BIDを活用する利点

UKBIDは、BIDを設定することにより、だれがどのようなメリットを得ることになるのか、すなわちBIDを実行することにより得られる利点⁸を、次のとおり述べている。

①すべての人/コミュニティにとっての利点

- ・該当地区の経済的福祉向上と経済成長を生み出す
- ・対内投資を促進する
- ・競争力のある地域となる
- ・社会福祉を生み出し、生活の質を改善する
- ・民間と公共セクターのパートナーシップが開発される
- ・企業の社会的責任遂行を奨励する
- ・進行中の投資計画/サービスのための持続可能な投資を提供する
- ・場所の好印象、高まった安全性と幸福感の創出（コミュニティに誇りを提供する）

②ビジネス/事業主にとっての利点

- ・顧客数を増加させる
- ・顧客の消費と売上の増加（利益上昇が可能に）
- ・経費の削減（犯罪の減少、広報宣伝/マーケティング等の共同活動）
- ・個々のセクターが抱える問題の対処に対して融通が利く
- ・企業に地域の発言権を与える
- ・より魅力的な環境を従業員に創出する
- ・中小企業に対して公平である
- ・投資し、利益を得ることに対して制度上公平である（たかるようなことはない）
- ・投資をする前に、投票により意思決定できる

③地方自治体にとっての利点

- ・民間セクターによる管理/組織的な活力と技能の活用
- ・地方自治体の役割のさらなる理解を深める
- ・新しく持続可能な投資を提供して、他の資金は損わない
- ・商業を支援する

④不動産所有者にとっての利点

- ・可変資本の成長を補助する

⁸ <http://www.ukbids.org/timetable.php>

- ・該当地区内の土地の賃貸価格を上昇させる
- ・地区の魅力を増大させ、事業主を引き付ける
- ・取引高ベースの使用料(何らかの小売)に影響する市場の拡大
- ・顧客数が多い地域から離れている土地でも支援できる
- ・位置的、地域的に企業にとっては良い PR
- ・地方自治体と積極的な関係を構築する

該当地区内にあるすべての関係者のためにさらによりよい条件を創出するのが、理想的な BID の制度である。すなわち、BID を導入すれば、あらゆる関係者が利益を生む仕組みとして広報している。

第3節 ロンドン BID

1 ロンドン BID とは

英国の BID 制度を紹介するうえで、欠かせないのがロンドン BID の存在である。ロンドン市内の BID は、特に「ロンドン BID」と呼ばれており、独自の運営形態を持ち、ロンドン開発公社（London Development Agency。2010 年に廃止）に代わり Partnership Solutions によって運営され、ロンドン BID プログラムの供給と支援を行っている。また独自のウェブサイト⁹も立ち上げ、ツールキットにより英国における BID の仕組みを包括的に案内している。ロンドン市内の BID に関する活動内容はもちろんのこと、総合的に英国内の BID に関する優良な情報を常に提供している。

2 実施事業の内容

ロンドン BID のプログラムは、ロンドン開発公社（London Development Agency）によって資金の提供を受けてきた。プログラムの主な目的は、ベストプラクティスの紹介と宣伝を通してロンドン市内全体のビジネス改善地区の発展を支援することである。そのためロンドン BID のプログラムは、多岐にわたる活動を行っているが、特に焦点を当てて展開している 5 つの活動は、①情報提供、②審議会、③ネットワーク、④情報収集、⑤アドバイスである。

それでは、その中で特に重点事項となっている内容について見てみることにしよう。

① 情報提供

ロンドン BID プログラムの特徴としては、高品質な情報の提供が挙げられる。毎月更新される内容により、ウェブサイトを通してロンドン BID に関する情報を自由に入手できるようになっている。それは次のような機能によって実現されている。

⁹ <http://www.londonbids.co.uk/>

- London BID website (ロンドン BID のウェブサイト)
- London BID toolkit (ロンドン BID のツールキット)
- BID locations data (BID の各実践地区のデータ)
- Website downloads and templates (ウェブサイトの情報を自由にダウンロード・テンプレート有り)
- Research and publications (調査と出版物)

② 審議会

ロンドン BID 審議会は、ロンドン BID プログラムの中でも重要な位置づけであり、優れたメンバーと高い出席率を誇っている。各地区を促進させるため、各業界からの知識や情報の共有は特に重要であり、そのため年に 4 回の総会が開催され、次のメンバーで構成されている。

1. Association of Town Centre Management (タウンマネージメント協会)
2. Alliance Boots (ブーツ社：英医薬品販売大手)
3. British Council for Officers (ブリティッシュ・カウンシル<人材部門>)
4. British Council of Shopping Centres (ブリティッシュ・カウンシル<ショッピングセンター部門>)
5. British Property Federation (英国不動産協会)
6. British Retail Consortium (英国小売協会)
7. British Urban Regeneration Association (英国都市再生協会)
8. Business in the Community (ビジネス・イン・ザ・コミュニティ)
9. Department of Communities and Local Government (コミュニティ・地方自治省)
10. Federation of Small Businesses (中小企業協会)
11. Greater London Authority (グレーター・ロンドン・オーソリティ)
12. Groundwork London (グラウンドワーク・ロンドン)
13. London Councils (ロンドン・カウンシル)
14. London Development Agency (ロンドン開発公社)

③ ネットワーク

各 BID の活動において重要となるのは、ネットワークの構築であるが、ロンドン BID プログラムの役割はまた、それらのネットワークの基盤構築を支援することでもあり、それを実現するために、あらゆる手段によってネットワークの支援体制を確保している。例えば、次のような方法によるネットワークがある。

- Eupdates (最新のニュースや特殊なアドバイス、または調査事項に特化した

月々のメールによるコミュニケーション)

- **Network of London BID** (BID のスタッフ全員のための指導力と経営管理の向上を目的とした四半期毎のフォーラム)
- **Local authority BID co-ordinators group** (地方自治体の BID 調整役のための経営管理のフォーラム)
- **Events** (ロンドンにおける BID コミュニティのための各種イベントの伝達や経営管理)

その他にも、さらなる BID の開発のために、情報収集をしたり、BID に係る経費確保を支援するため可能な資金モデルの開発を行ったりして、BID の政策開発に力を入れている。このように各種アドバイスを行う組織として、ロンドン BID は大きな役割を担っている。

第4節 地方自治体の役割

BID は、基本的にビジネス主導のパートナーシップの形態をとっているが、地方自治体は、BID の運営体に対する設立と経営の許可を与える重要な権限を持っている。地方自治体は、2003 年地方自治法により次の法的責務を負うとされている。

- BID 特別税を算出するための評価データの用意
- BID 特別税の実施と徴収
- BID 投票のための公的組織を編成
- 基準となるサービス契約に対する準備と責任

このように英国における BID では、BID の運営体と地方自治体とのパートナーシップが重要であり、BID を実施するためには該当地区の事業主による投票という民主的手続きが取られ、過半数以上の賛成投票が得られると、事業主が BID 特別税を支払うことになっているが、実はこの納税義務者が事業主として設定されていることは、英国特有のことであり注目に値する。そこで次に、英国と他国との BID の相違点について見てみることにしよう。

第5節 他国 BID との相違点

世界各地で実施されている事例において、特にこれが BID の最適な規模やタイプだとされているものではなく、英国においてもこれまで、他国の様々な事例を参考にしながら検討されてきた。しかし各地区それぞれの目的に沿った設定が行われることが重要であるとの認識から、英国における BID は、他国からの単なる概念の移入とはなってい

ない。特に注目すべき相違事項は、次の点である。

1 課税の対象者

BID で成功を収めている他国の事例では、税が、不動産所有者に対して課せられているのに対し、英国では、事業主に対して課せられている。イングランドで BID 法が施行される前の検討段階では、この納税義務者の変更を求めた運動、例えば不動産所有者と占有者が共に税金を負担する課税方式にすべきという陳情運動も起こったが、結局これらの陳情は受け入れられず、不動産の占有者である事業主が BID 特別税を支払うことと規定された。これはもちろん、任意に投資する不動産所有者を排除するという考え方ではない。

2 サービスの責務

他国で実践されている BID の多くは、「清潔・安全 (clean and safe)」を第一の目的に据え、この理念を基盤とする運営を行っている。特に「清掃サービス」は、どこにおいても共通して、その地区に最適な経済環境を与えているといえる。また他国で実践されている BID の行う歩道清掃の法的責務は、北米では一般的に行政ではなく事業主にあることから、BID によって運営される清掃サービスは、事業主の義務である「衛生管理(sanitation summons)」の負担軽減にも繋がり、BID 参加へのよい動機づけとなっている。

一方、英国における BID では、そのような基本的なサービスを提供すること自体は、行政の手に委ねられているため、まずは行政レベルでのサービスが第一に存在し、BID は、行政が行うサービスに、さらに上乘せした補助的サービスを提供するという位置づけになっている。

英国での BID の中心となる理念は、BID の指定地区を「清潔で安全」な状態に保持することにあるのではなく、あくまでも「各小売店が利益を生み出す環境作り」にある。また「その地区の土地の価値を上げる」という目的もある。このため、そのような目的を達成するためにこそ各事業主は BID に投資していると認識しており、BID も小売店のビジネス環境を改善することが最優先事項なのである。英国での BID は、よりよいビジネスを展開するための一つの手段となっている。

第4章 ケース・スタディ

第1節 概要

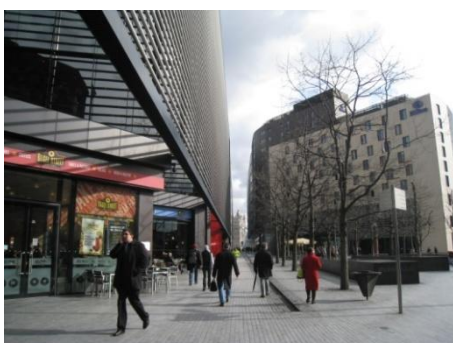
前章まで、英国における BID の基本的な内容を見てきたが、次に実際の BID の事例を取り上げ、具体的な BID の取組みを紹介してみたい。今回の事例は、ロンドン BID 運営体の一つである「ベター・バンクサイド」のチーフ・エグゼクティブ、Peter Williams 氏からお話を伺った際の情報並びに e11bid の Managing Director、Fawaad Shaikh 氏そして e11bid の徴税自治体であるウォルサム・フォレスト区の Dawayne Williams 氏に直接お話を伺った際の情報を基本としている。合わせてベター・バンクサイドや e11bid が運営するウェブサイトや年報、また各運営体が発行しているパンフレットや機関紙も参考にしながら整理を行った。

第2節 ベター・バンクサイド（Better Bankside：以下「BB」という）の事例

1 土地の沿革

BB は、ロンドンの中心を流れるテムズ河の南岸に位置しており、この地域は歴史的に移り変わりの激しいところでもあったという。その昔、テムズ河を隔てた北部と南部とでは、貧困の差が激しく、南部のこの地域は決して恵まれた環境下にはなかった。土地は工業用地として利用され、産業が盛んな地域であったが、現在は商業地、閑静な住宅地に様変わりしている。また、年間約 600 万人もの観光客が出入りする観光地でもある。

そんな BB の現在の BID 区域は、図 1 が示す実線の範囲内¹⁰となっており、南はサザーク・ストリート、東はバラ・ハイストリートに囲まれた地域であり、観光客に人気のテート・モダン、バラ・マーケット、そしてシェイクスピア・グローブ座等を含むロンドン市内でも最も賑やかな街の一つである。



【モダンな商業施設が立ち並ぶ】



【テムズ河沿いには近代的な住宅が密集している】

¹⁰ BB では、2009 年 11 月末に次の 5 年間を更新する投票の公告が行われた。今回の更新時に、現在の区域（実線）から、点線が示す区域に拡大する予定である。

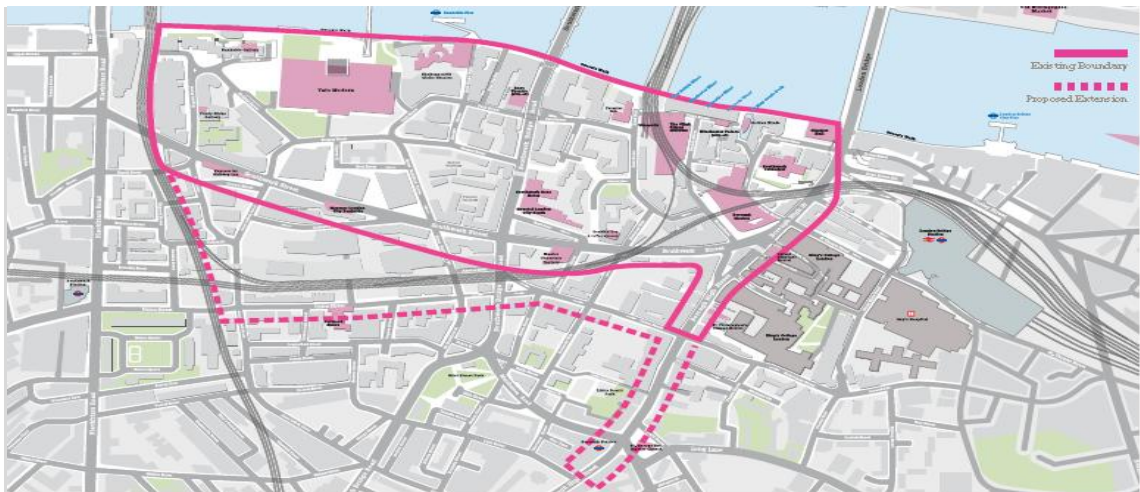


【バラ・マーケット内の様子】



【グローブ座と先に見える煙突のようところがテート・モダン】

【図1：BBのBID実践区域】



【出典】ベター・バンクサイドのウェブサイトより(<http://www.betterbankside.co.uk/who-we-are/our-2010-ballot>)

2 BBの徴税自治体と投票

BBを管轄する徴税自治体は、ロンドンバラの一つ、サザーク区である。サザーク区内には、3つのBIDが存在しており、BBの他に、London Bridge BIDとWaterloo Quarterがあり、それぞれのBIDにとってサザーク区とのパートナーシップは欠かすことができない。地方自治体には、2003年地方自治法に基づきBIDの設立と発展を支援する法的義務があることから、戦略的パートナーシップによりチームを調整している。

第2章でも述べたが、BIDを設立するためにはまず、BIDの提案者が事業計画を立案し、各地区独自のマニフェストを設定する必要がある。そして該当地区内の各事業主は、その事業計画をまず検討した上でその計画に賛同するかどうかを判断し、サザーク区の公告に従って投票しなければならないわけだが、BBもそのような手続きを踏み、英国では3番目のBID投票が、2005年1月に行われた。その投票結果は次の通りであった。

【表 1 : BID の投票結果】

投票総数	153
賛成投票総数(賛成投票率)	115 (75%)
対象不動産総評価額	£18,037,820
賛成投票総数が占める対象不動産総評価額(対象不動産総評価額の率)	£12,006,805 (66.6%)
投票率	48

【出典】 ベター・バンクサイドのウェブサイトより

<http://www.betterbankside.co.uk/who-we-are/what-is-better-bankside?showall=1>

このように BB は投票において、BID 設立に必要な 2 つの賛成投票の条件を人数比 75%、課税比 66.6% でクリアし、2005 年 4 月 1 日、正式に設立された。その時の有権者については、BB が設定した区域内でビジネスを展開している者、対象不動産の評価額が 1 万ポンド以上の者といった一定の基準が設けられ、この条件に該当する納税事業者が対象とされた。

3 実施事業の内容

BB は、他国でのケースを調査、考察しながら、どのような形態が最も BB に適しているのか、それぞれの取組みを慎重に比較検討してきたという。

BB の実施事業は、投票前に作成したマニフェストでの 7 つの誓約 (pledges) を基調としており、まずは清掃や警備体制を強化することから始まり、イベントの開催やコミュニティ・スペースの提供まで実にその活動範囲は幅広い。BB はまた、事業内容テーマ別にグループを結成し (中にはレンジャーと呼ばれる職員グループを結成しているものもある)、日々の任務を遂行している。それでは、BB が誓約している 7 つの活動内容からみてみよう。

① 清掃

清掃業務は通常、区役所により行われている。清掃業務に対する BB の誓約は、「我々は、高水準の道路清掃・洗浄を行い、落書きを一掃し、散乱したチラシやガムを除去する」である。区役所は、通常ブラシで清掃を行うが、BID では、区役所が行わないジェット・ウォッシュを行うことで、道路の汚れをより綺麗に磨きあげ、また Glutton (舗道用電気掃除機) を取り入れることで細かな塵も吸い上げて街の清潔を保っている。つまり、これらのサービスは、行政サービスに追加・補足する形で一段上のサービスを提供していることになる。2008/2009 年には、清潔にすべき 20 の優先場所を決め、清掃に当たっている。また清掃チームは、区域内にある企業からの電話一本で、緊急な清掃の要請にも対応可能としており、要請があれば、チームが 30 分以内に現場へ向かい作業を行う。2008 年 6 月には、無料のリサイク

ル・プログラムも開始した。



【区が行う通常の清掃サービスの様子(一例)】



【舗装用電気掃除機 (BB の年報より)】

② 安全

安全に対する誓約は、「我々は、地元の安全を確保するために、警察や他の人々と共に働くレンジャーを採用し、この地域に顧客、取引、訪問者を歓迎する」である。レンジャーは、1週間毎日、犯罪が起こりやすい場所を中心に、1日12時間のパトロールを行っている。また必要に応じて道案内を行ったり、ホームレスの人々とも対話を持ち、常に問題を発見しているばかりではなく、環境問題、違法な取引や反社会的行動等が起こった際にも対応可能としている。

実際レンジャーの出動により犯罪の件数は減っており、BBの年報によれば、2008/2009の上半期で、登記してある建物内で起こった盗難件数は、4.2%減少したという。

③ 都市の緑化

都市の緑化に対する誓約は、「我々は、各ビジネス事務所の周辺や通りに植林を増やし、敷地を開放する」である。BBは、地区内にあるメイデン・レーンの空き地を開発するため、サザーク区から2万ポンドの資金を得て公共広場を整備し、また通りにはハンギング・バスケットを取り付け、地区内の美しい景観の整備を推進している。整備された広場は、地元ビジネスコミュニティの人々のみならず、居住者、観光客等が昼食を食べる際の憩いのスペースとしても利用されている。それまでこの地区内には昼食を食べるところが少なかったことから、BBでは毎朝300脚のピンク色の折りたたみ椅子を設置し、夕方には回収している。またこのような整備を進める中でも、特にその地区の風情は失わないように気をつけ、そのために一定のガイドラインを設け、全体としての統一感を保つようにしているという。



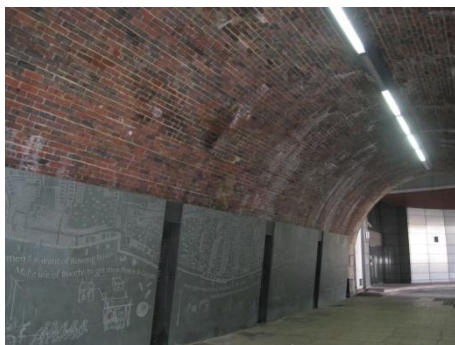
【通りで見られるハンギング・バスケット】



【区域内で活用されているピンクの折りたたみ椅子&机】

④ 環境改善

この誓約は、「我々は、鉄道用アーチや橋を、より清潔に、そしてより親しみやすく整備する」である。これに関して BB は、サザーク区との密接なパートナーシップのもと、道路、鉄道用アーチ、橋、オープンスペース等の環境改善を行っている。例えば、以前の鉄道用アーチは、暗く、汚く、水滴が落ちてきており、通行するにはみずばらしい通路であったが、このような環境を改善するため、区役所にはアーチに電気を通してもらい、BB でアーチの清掃を行ったという。それによりこのアーチは昔のイメージを一新し、明るい照明が取り付けられ清潔なアーチへと変化した。BB の清掃チームは、アーチ、橋等の清掃を定期的に行っている。



【明るく清潔になったアーチ】

⑤ 地域のプロモーション

地域のプロモーションに対する誓約は、「我々は、より多くの訪問者や取引を惹きつけるため、英国やロンドン市内で Bankside を宣伝する」である。フェスティバルやイベント等を、無料で開催することにより、BB 区域の地域促進を図っている。また Time Out (英国の情報誌を扱う企業)、South Bank Marketing Group 、

Visit London とのパートナーシップのもと、Bankside や South Bank の案内書を作成し、45 万部を配布した。このような無料イベントは、結果としてこの地区で働くことや、生活することをさらに活気づける動機となった。この地区で働く従業員や居住者にはまた、Buzz Card というカードが与えられ、この地区内にあるお店で飲食したり、物を購入する際には割引制度や特典が受けられようになっている。そうすることにより、一つには従業員もなるべくこの地区内でお金を消費するようになることを狙いとしているとのことだった。

⑥ 企業の社会的責任

この誓約は、「我々は、教育、雇用、環境イニシアチブを支援することにより、地方コミュニティにおける企業参加を促進する」である。例えば、1 日職業体験計画が 14 の企業で用意され、65 人の若者に、仕事の技術と知識を共有する機会が提供された。

BB の事務所の 1 階は、コミュニティセンターとしてスペースを一般に開放しており、居住者、企業等から希望があれば誰でも利用できるようになっている。例えば各種勉強会、キックボクシング等の健康増進を目的とした運動、そして会議等多目的施設として活用されている。BB では、社会的責任によって何を提供できるのかが常に検討されている。

⑦ ビジネス・クラブ

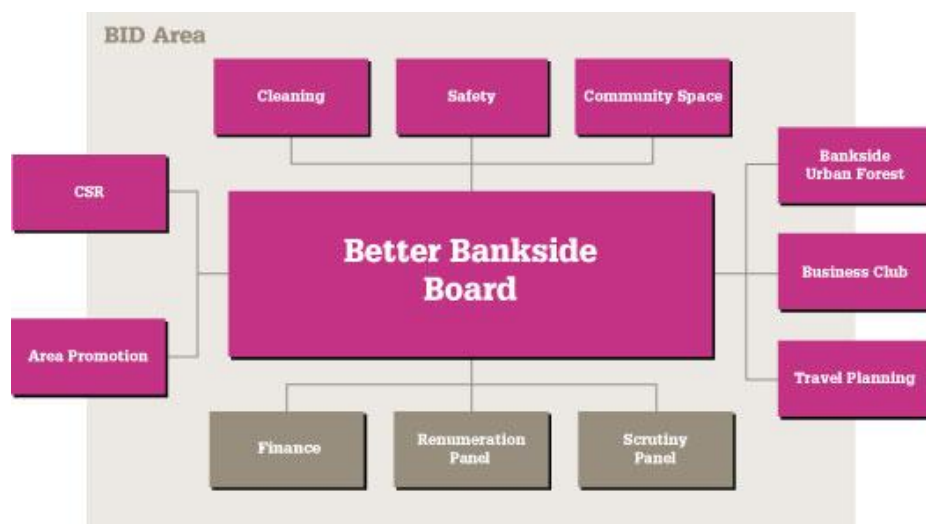
企業間の交流や情報交換についてのこの誓約は、「我々は、お互いに学び、取引を行い、支援するために会合を開き、企業を支援する」である。これを達成するために、2008/2009 年には次のようなイベントやプログラムを実施している。

- ・ 3 月 Budget Breakfast
- ・ 4 月 Olympics 2012 briefing
- ・ 5 月 Business Winning Meetings
- ・ 7 月 Summer Party
- ・ 10 月 Bankside Women in Business

その他にも BB では、ユニークな活動を展開している。例えば、環境保護のために、地区内の人々がどのように通勤しているのかを調査し、できるだけ環境に配慮した通勤方法や通勤計画を提示している。必要があれば、自転車の貸し出しも可能で、2009 年現在 18 台の貸出自転車を用意しているという。またエコカーの貸し出しも行っており、30 分～半日単位で貸し出ししている。さらに毎月、自転車のメンテナンスサービスも提供しており、自転車のメンテナンスを教授するレッスンまで開催しているそうだ。

なおこの地区のビジネス・ネットワークを構築するため、1年に10～15回事業主が集まり勉強会も兼ねたネットワーキングを行っているという。このように、BBでは独自のユニークな活動が精力的に行われている。

【図2:BBの組織・構成】



【出典】ベター・バンクサイドのウェブサイトより

<http://www.betterbankside.co.uk/who-we-are/what-is-better-bankside?showall=1>

4 理事会と評価システム

BBが、事業を円滑かつ効果的に推進し、目的を達成するためには、まずBIDが提供しているサービスに対する各事業主の声を聞くことが大切であり、そのためにも地区内にある各企業とのパートナーシップの構築が最重要課題となる。それを実現させるためには理事会の存在は重要で、BBでは、地区内の改善を図るため6週間毎に理事会を開催している。

2008/2009年の理事会は、次の16のメンバーで構成されている。

- ・ Waterman Group-Peter Begbey
- ・ Land Securities-Mike Bird
- ・ Bankside Residents' Forum-Cathy Bowman
- ・ Native Land-Dan Clarke
- ・ Borough Market-Simone Crafton
- ・ Izod Evans-Christopher Evans

- The Team-Julian Grice
- Utobeer-Mike Hill
- Jonathan Bailey Associates-Sue Hall
- Tate-Donald Hyslop
- IPC Media-Dee Mail
- London Borough of Southwark-Cllr David Noakes
- Novotel London City South-Shane Parker
- Bankside Residents Forum-Anne Radford
- Lloyds TSB-David Rowsell
- Financial Times-Jane Viner

また理事会とは別に、すべての事業主が参加できる年次総会も開催し、理事会に対する質疑や理事会に立候補する機会を与え、内部の相互理解を図っている。さらに年次調査も実施しており、実際に地区内の1/3の事業主に直接電話でヒアリングを行い、約500の事業主にアンケートを実施し、意見を聞く姿勢を大切にしているという。またこの調査を行うことで、各事業主の態度も同時に評価することに役立っているということだった。

5 BBの収支予算

① 収入

BBは保証付有限会社(Company Limited By Guarantee)の形態をとっている。

BIDの多くがこの形態をとっている。2008/2009年のBBの収入は以下のとおり。

【表2：2008/2009年の収入】

収入	2008/2009
徴収すべきBID特別税総額	£888,569.05
徴収されたBID特別税総額	£831,902.73
徴収率	93.62%
税収によらない収入	£109,681.72
合計	£941,584.45

【出典】Better Bankside, Annual review 2008/2009

BBの特別税は、原則的には対象不動産評価額の2%に相当する額と定められているが、課税に対してはある一定の最低基準が決められており、その基準を上回る事業主のみが特別税を支払うこととなっている。対象不動産の評価額が1万ポンド

を下回る事業主は、この特別税が免除され、また空き店舗やチャリティー団体には減免があるとのことであった。

② 支出

2008/2009 の支出の状況については次のとおりである。

【表 3：2008/2009 年の支出】

支出	予算	実績
地域のプロモーション	£90,000.00	£90,566.11
ビジネス・クラブ	£33,705.60	£34,597.03
BID の更新	-	-
清掃	£107,229.40	£106,535.48
ごみ収集手数料	£14,596.24	£14,596.24
コミュニティ・スペース	£102,637.25	£103,074.54
コア・コスト(運営費)	£121,844.34	£121,857.89
社会的責任	£67,968.52	£66,634.78
環境改善	£103,560.64	£104,336.42
安全	£120,380.52	£120,654.04
環境を配慮した通勤計画	£37,621.33	£38,323.15
総支出	£799,543.84	£801,175.68

【出典】 Better Bankside, Annual review 2008/2009

6 BB の今後の課題

BB は、すでに 5 年間の活動を行ってきたが、今は 2010 年の次期投票¹¹を楽しみにしている。第一期の取組みで学んだことを、第二期でぜひ活かしたい、というのが、この度のお話を伺ったペーター氏の意気込みだ。また BB の職員は、投票前にはすべての事業主を訪問することにより理解を求め、2010 年の投票の際には現在のエリアを拡大する予定であるという。BID では、限られた区域内での最も効果的な土地の利用に力を入れているが、もちろんその最大の目的は、その区域内の環境を改善することにより経済を豊かにすることである。それゆえこの BID のコンセプトは、決して特定の人たちのためだけにあるのではなく、最終的にはみんなのためにやっている

¹¹ 2010 年 2 月 26 日（金）に行われた投票の結果、この活動は、2015 年まで継続することになった。

のだという意識のもと BB は活動を行っているということだった。

まずは BB の BID の取組みを見てきたが、民間の有能な職員を起用することで円滑な運営を行っている点、資金の調達方法、また行政に依存することのない自立的運営などが、英国の BID を成功に導いている主な要因となっているのではないかと感じた。しかし、ペーター氏の話にあったように、やはり一番難しい点は、地区内の企業と徴収された資金の使途に理解を求めながら仲良くやっていくことのようなのである。各企業の需要が様々に分かれ、数多くある中で、どの課題が重要でどの課題がそうではないのかを見極めることが現在の BID の最大の課題であるように思われた。

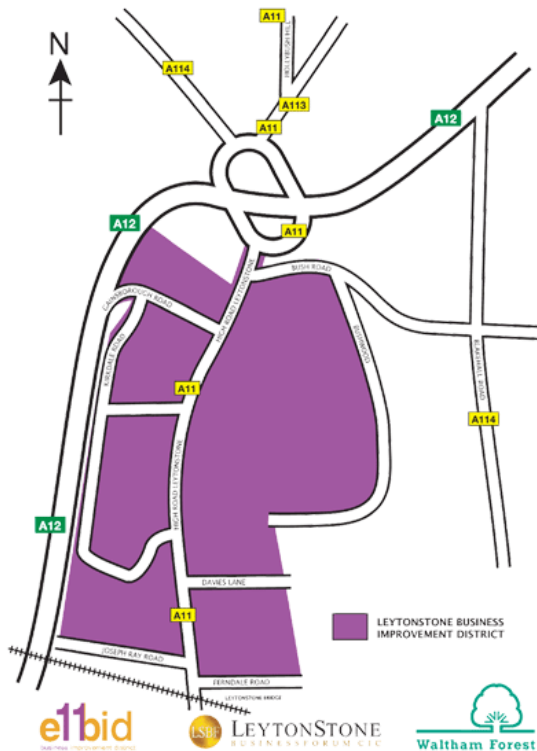
第3節 e11bid の事例

1 概要

e11bid は、ロンドン東北部に位置するレイTONストーン地区で取り組まれている BID の運営主体で、該当自治体は、ロンドンバラのウォルサム・フォレスト区である。レイTONストーンは、ロンドン中心部から 11 km離れた郊外の下町で、世界的に活躍するサッカー選手のディビット・ベッカム、また 20 世紀に活躍した映画監督アルフレッド・ヒッチコックの故郷としても有名である。周辺にはエピングの森やウィリアム・モリス美術館も立地する。

そんなレイTONストーンで、英国では 50 番目、区内では初めてであった BID 投票が、2007 年 6 月 22 日に実施された。投票結果は、投票率 42%で、人数比 95%、課税比 91%と必要条件をクリアし、2007 年 7 月 2 日に E11BID Company Ltd.が正式に法人格を取得した。人数比が 95%という高い賛成率を得られたのには、運営主体が、投票前に十分な地元企業との協議を持ち、プロジェクトを厳選した結果であるとのことだった。e11bid の BID 区域は次のとおりである。この区域には、Leytonstone High Road、Church Lane、Kirkdale Road といった賑やかな商店街が含まれている。

【図】



2 BID 特別税の考え方

e11bid では、BID 特別税のことを、投資金 (Investment) という言葉で表現しているという。すなわち、徴収される税は、あくまでも事業主による投資であり、事業主にとってはこの投資を通して、利益を得る仕組みである。e11bid は、徴税自治体により徴収される通常のビジネスレイト (事業税) の 1 % を BID 投資金としている。ここで特徴的なのは、e11bid 制度のもとでは、空き店舗やチャリティー団体に対する支払い免除は存在せず、支払い義務が生じる点である。e11bid は、不動産評価額に対する投資金の基準値を表 1 のとおり提示している。

【表 1 不動産評価額に対する投資金】

不動産評価額 (ポンド)	BID 投資金 (年額)
5,000	50
10,000	100

15,000	150
20,000	200
25,000	250
30,000	300
40,000	400
50,000	500
100,000	1,000
150,000	1,500
200,000	2,000
250,000	2,500
300,000	3,000
350,000	3,500
400,000	4,000
450,000	4,500
500,000	5,000
600,000	6,000
700,000	7,000

3 取組み内容

5年間の事業計画が、投票前に提示されたが、その提案された内容は、大きく6つのテーマに分かれ、その下に30の事業数が設けられていた。担当者の話によれば、1回で終了する事業もあるため、5年間で30事業をこなすのは決して難しいことではないということだった。それでは、その6つのテーマをみてみよう。

テーマ1：地球的視野で考え、それを地元で実行（Think global, Act local）

テーマ2：前進し続け、笑顔を残す（Keep moving and Stay Smiling）

テーマ3：街の景観と環境（Streetscape and Environment）

テーマ4：安心安全（Safe and Sound）

テーマ5：より清潔な街（A Cleaner District）

テーマ6：地元の権限と市場（Locally Empowered and Marketed）

この区域では、特に CCTV の設置に力を入れていた。さらに CCTV の台数を増やし、若者による反社会的行動を減らしたいとのこと。CCTV を取り付けることが最大の投資となっており、それには1ポンドに対して5ポンドの価値があるという。また区役所ではできないサービスでも、**BID** ならできるサービスがあったり、例えば区で行うと1万5千ポンドかかってしまうような内容の事業が、**BID** が受け持てば1,500ポンドでできるものもあるとのこと、効率性や費用面からみても **BID** の存在の重要性がうかがえる。また成功事例として、携帯無線機を使用して、地区内の商業地域内での反社会的行動を知らせるため、各企業に明確な情報を与えている **ShopWatch/PubWatch** という試みがある。タウンセンター内の企業の周りで29の無線機を機能させることにより、軽犯罪や窃盗が大幅に減少したという報告もあがっており、その有効性が実証されている。

4 展望（オリンピック開催に向けて）

2012年夏季五輪は、ロンドンの東部で開催されるが、レイTONストーンもまさにこの東部に該当しており、地元ビジネスコミュニティの大きな経済成長が期待されている。この経済的に繁栄をみせるであろう機会の増大は、同時に潜在的な大きな収入をレイTONストーンに提示しているという。特に、オリンピックという機会は、レイTONストーンの最近の商業的歴史において、まだ誰にも分からないが大きな調達機会をもたらすものと考えられている。確実にコミュニティとスポーツ設備が増加するばかりでなく、区域内で大幅にインフラ整備が改善される見込みだ。そのような大幅な改善により、その地域の土地の価値が上がり、企業には投資する信頼感に繋がり、極めてポジティブな影響がこの街に及ぼされることが期待されている。

第4節 **BID** の評価 ～ライオンズ卿のレポートから～

2007年3月、マイケル・ライオンズ卿による「地方自治に関するライオンズ調査報告」が出版された。これは政府が2004年7月に、バーミンガム市の事務総長、バーミンガム大学教授等を歴任したライオンズ卿に対し、地方自治体への資金調達に関する見直しについて調査を依頼したもので、当初2005年12月に報告される予定のものであった。しかし、それ以後にも調査内容の拡大（地方自治体の機能や役割も含まれることになった）があり、報告期限が延長されていたものである。この中でライオンズ卿は、**BID** に関する意見も提示していたが、それは必ずしも **BID** 制度を称賛したものではなく、むしろ次の3つの問題点を明確に言及していた。

ビジネス改善地区（**BID**）は既に柔軟性が高まっており、企業コミュニティに歓迎されている。しかし、**BID** には数多くの制約があり、全ての問題への解決策とはならない。第一に、**BID** は特定目的のための限定的制度であり、対象も厳密に定義された地理的枠内の特定事業に絞られている。第二に、**BID** の開発・運営コストが阻害要因になると懸念されている。第三に、長期的な投資課題ではなく短期的な問題が優先されがちとの懸念もある（報告書第 192 項）。¹²

さらに **BID** 制度に対する反対者の見解には、**BID** が、公共のスペースを私有の不動産のように取り扱うことを懸念し、課税の権限や法律が強要する権限による収益で新しいコミュニティを創り出し、自治体内部に分離した街を創り出している¹³、という批判もある。

¹² Lyons Inquiry into Local Government, *Place-shaping: a shared ambition for the future of local government: Final report*, March 2007, pp28.

¹³ Anna Minton, “GROUND CONTROL, Fear and happiness in the twenty-first-century city, Penguin 2009, Page.42.

おわりに

官民の強いパートナーシップにより、**BID** の確実な財源を確保し、持続的な事業の可能性を制度により確立したことは、その該当地区を改善するため大変意味のあることのように思われる。しかし、各企業が支払うべき **BID** 特別税は、不動産評価額に対する割合となっていることから、高額な **BID** 特別税を支払わなければならない企業にとって、その金額が自分の企業にとってどのようなメリットを生み出すことにつながっているのか、その直接的な効果をみるまでにはまだ至っていないようである。全体としては効果的に見える **BID** も、個々の企業に反映させてみた場合、費用対効果が見えにくいことは問題であるようだ。また貧困な地区は **BID** の設定予定地にはならないため、貧富の格差を拡大させる一因となるようにもみえる。

しかしながら、このような試みが、法律に守られ、有能な職員が起用されてその多くが完全に民間主導で取り組まれていることは評価に値するといえよう。法的な効力があるからこそ、民間の運営主体が、十分に事業を展開できる状態を創り出しているともいえそうだ。筆者も **BID** の該当地区を実際に視察したが、大変活気に溢れ、訪問者を増大させていることは確かなように思えた。長期的にみれば、経済、土地の質とも確実に高められる手法のように思われた。しかし、すでに述べた上記のような問題には、**BID** 運営主体による該当事業者に対する説明とフィードバック、事前の検討会等によって解決に努め、**BID** という手法がさらに活用されることがやはり重要であり、それが今後の課題といえよう。

最後に、本レポート事例調査では、ベターバンクサイドのチーフ・エグゼクティブ、Peter Williams 氏、e11bid の Managing Director、Fawaad Shaikh 氏並びに Dawayne Williams 氏から説明を受け、ご協力を頂いた。改めて御礼を申し上げたい。

参考文献

- ・『検証イギリスの都市再生戦略―都市開発公社とエンタープライズ・ゾーン―』イギリス都市拠点事業研究会、風土社、1997 年
- ・『英国の中心市街地活性化～タウンセンターマネジメントの活用～』横森豊雄、同文館、2001 年
- ・ Anna Minton , “GROUND CONTROL , Fear and happiness in the twenty-first-century city, Penguin 2009
- ・ Lyons Inquiry into Local Government, *Place-shaping: a shared ambition for the future of local government: Final report*, March 2007
- ・ M.STEEL & M. SYMES “The Privatisation of Public Space? The American Experience of Business Improvement Districts and their Relationship to Local Governance” *Local Government Studies*, Vol.31, Number3, June 2005
- ・ The Business Improvement Districts (England) Regulations 2004
- ・ Better Bankside, Annual review 2008/2009
- ・ Business Improvement districts (BIDs), Standard Note SN/PC/4591

【ウェブサイト】

- ・ <http://www.ukbids.org/index.php>
- ・ <http://www.londonbids.info/>
- ・ <http://www.atcm.org/>
- ・ http://www.opsi.gov.uk/Acts/acts2003/ukpga_20030026_en_5#pt 4
- ・ <http://www.southwark.gov.uk/BusinessCentre/EmploymentandEnterprise/BIDs.html>
- ・ <http://www.communities.gov.uk/archived/general-content/localgovernment/archivedlocalgovernment/>
- ・ <http://www.betterbankside.co.uk/>
- ・ <http://www.e11bid.co.uk/>
- ・ http://www.opsi.gov.uk/Acts/acts2003/ukpga_20030026_en_1
- ・ <http://www.parliament.uk/commons/lib/research/briefings/snpc-04591.pdf>

【監修】

ロンドン事務所 所長 藤島 昇、次長 山口 詠司

【執筆担当】

ロンドン事務所 所長補佐 松野下 良子

【協力】

ロンドン事務所 主任調査員 イルメリン・キルヒナー

調査員 アンドリュー・スティーブンス

【付録】 2004 年ビジネス改善地区（イングランド）規則（日本語翻訳分）

2004 年 2443 号
地方政府、イングランド

2004 年 ビジネス改善地区（イングランド）規則

制定日	2004 年 9 月 16 日
実施日	2004 年 9 月 17 日

首席大臣（閣内相）は、自己が妥当と考える地方自治体代表者を対象とした諮問を経たうえで、1989 年地方自治・住宅法^[1]第 150 条(1)、(2)、(3)の各項、および 2003 年地方自治法^[2]の第 47 条(4)、第 48 条(1)、(2)、第 49 条(2)、第 51 条(2)、(3)、第 52 条(2)、第 54 条(4)、(5)、第 55 条(1)、(2)、第 56 条(1)、第 123 条(2)の各条項により付与された権限を行使し、ここに以下の規則（草案は議会両院の審議・承認決議済み）を制定する。

適用対象、呼称、実施開始日、解釈

1. (1) これらの規則の適用対象はイングランドに限られ、制定日翌日に発効するものとする。同規則の呼称として「2004 年ビジネス改善地区（イングランド）規則」を用いることができる。
- (2) これらの規則における各用語の意味は、それぞれ以下の通りとする。

「1988 年法」は、1988 年地方財政法 ^[3] を意味する。
「1989 年規則」は、1989 年事業用資産税（ビジネスレート）規則（徴収と強制履行）（地区一覧） ^[4] を意味し、細則 4 第 9 条による改正後のものをさす。
「法律」は、2003 年地方自治法を意味する。
「変更投票」は、規則 17 で定める意味とする。
「変更提案」は、規則 17 によるビジネス改善地区制度（BID 制度）の変更に関する提案を意味する。

特定の個人と該当徴税自治体、不動産に関する文脈において、課税期間またはその一部についての「支払債務」は、以下を意味する。 (a) 当該個人が、BID 制度上の BID 特別税の負担義務者にあたることから、法律第 46 条に基づいて、当該期間またはその一部について当該自治体に対する支払義務を負う金額、または (b) 当該期間あるいはその一部に関して当該個人が負う支払債務と相殺すべき金額（当該自治体に対する債権）がある場合は、上記(a)の金額からその金額（があれば）を差し引いた額
「投票実施者」とは、規則 6 に定める意味とする。
「バーコード」は、以下の性質を備えたマークを意味する。 (a) 無記名投票用紙上のマークで、投票者と投票に関する情報を符号化したもの (b) 電子スキャンが可能で、それによって符号化された情報を複号することができるもの。それでいて、 (c) 肉眼で見ただけでは、符号化された情報の複号が不可能なもの。
「BID」とは、ビジネス改善地区を意味する。
「BID 設立投票」とは、法律の第 49 条(1)に基づく投票を意味する。
「BID 運営主体」とは、地方自治体 BID 運営主体が BID 制度の実施に責任を負わない場合は、協定実施の責任主体（法人、非法人の別を問わず）を意味する。
「BID 設立提案者」とは、BID 設立提案書の作成者を意味する。
「実施開始日」とは、規則 9 (12)に基づき、法律第 53 条に従って BID 制度が発効する日を意味する。
「データ形式」とは、与えられた処理指示に従って処理装置で自動処理できる形の情報を意味する。
「投票日」とは、投票実施者が細則 2 に従って投票用紙返却期限として定める日を意味する。
「請求通知」とは、細則 4 第 2 条(1)に基づく送達が義務付けられた通知を意味す

る。
「電子通信」とは、以下の手段で行われる通信を意味する。（個人間、通信機器間、個人と通信機器の間を問わない。） (a) （1984 年電気通信法^[5]上の意味における）電気通信システムによる通信、または (b) その他の電子的形態の通信
「不動産」とは、1988 年法第 64 条ないしは同条に基づく規定により不動産であるか、不動産と見なされるもの全てを意味し、1989 年事業用資産税規則（雑則）^[6]規則 6 の適用対象である不動産全てを含むが、1988 年法第 64 条 3 (b)に基づく規則の適用対象である不動産は除く。
「履行命令」とは、1989 年規則 10 に定める意味とする。
「地方自治体 BID 運営主体」は、該当徴税自治体または当該自治体の管轄化にある企業（1989 年地方自治・住宅法^[7]第 68 条の意味における）が BID 制度の実施責任を負う場合のその者（自治体または企業）をさす。
「投票権者」とは、規則 8 に定める意味とする。
「再投票」とは、規則 9 (10)に従って実施が義務付けられた BID 設立投票、更新投票、変更投票（場合に依じて）を意味する。
「該当徴税自治体」とは、BID 制度対象地区の徴税自治体を意味する。
「更新投票」とは、法律第 54 条(2)に基づく投票を意味する。
「更新提案」とは、法律第 54 条(2)に基づいて行われる BID 制度更新に関する提案を意味する。
「拒否権」とは、法律第 51 条(2)に従って該当徴税自治体が行使する拒否権を意味する。
「拒否通知」とは、法律第 51 条(4)に従って徴税自治体が出す通知を意味する。

「営業日」とは、土曜日、日曜日、クリスマス、聖金曜日、および、1971年銀行・金融取引法^[8]によるイングランドおよびウェールズのバンクホリデーを除いた日全てを意味する。

BID 設立提案の開発を目的とした徴税自治体からの情報入手

2. (1) BID 設立提案を開発中の者から（次項(2)の要領で）請求があった場合、該当徴税自治体は以下を行わなければならない。
 - (a) 当該 BID 設立提案の対象地区内の各不動産につき、居住（非居住の場合は所有）している事業用資産税納税者の名称および所在地、当該不動産の課税対象額（その時点の事業用資産税徴税記録から当該徴税自治体を確認できる限りの情報）を記した文書を準備し、
 - (b) その文書の情報の複本一式を、データ形式で関係者へ提供する。
- (2) (1)の請求は、以下の要領で行うものとする。
 - (a) 該当徴税自治体宛てに、書面で行う。
 - (b) 請求者は、(1)に従って行う請求の際に BID 設立提案開発の目的を記し、請求する情報をその目的以外には使用しない旨を確認する。
 - (c) 開発する BID 設立提案の性質について要約する。
 - (d) 開発する BID 設立提案の対象地域について記述する。
 - (e) 下項(4)に従って該当徴税自治体が課す手数料（がある場合）を添える。
- (3) いかなる者も、(1)に基づく請求で記した BID 設立提案開発の目的以外で、以下を行ってはならない。
 - (a) (1)に基づいて入手した情報の開示（情報の内容、開示先を問わない。）
 - (b) かかる情報の利用
- (4) 該当徴税自治体は、本規則による請求の処理および情報提供に関し、提供先に手数料を課することができる。
- (5) 該当徴税自治体は、(4)の手数料が、本規則に基づく要請処理・情報提供にあたって当該徴税自治体が支出するか、支出する可能性が高い費用に鑑みて妥当な額となるよう、保証しなければならない。

BID 設立提案者

3. (1) BID 設立提案書を作成できるのは、以下の各人とする。
- (a) 規則 4(2)(a)に基づいて BID 設立提案書を該当徴税自治体へ送付する日の時点で、以下の条件のいずれかに該当する者
- (i) 当該提案の指定対象区域内の不動産につき、事業用資産税を納税している者
 - (ii) (当該提案の指定対象区域内の) 土地に対して、所有者、抵当権者、または借地人として利害関係を持つ者、ないしは、当該土地につき直接または間接に地代を受け取っている者 (当該土地について事業用資産税納税者であるか否かは問わない)、または、
 - (iii) 目的の一つとして BID 設立提案開発を掲げる主体 (法人か否かは問わない)
- (b) 該当徴税自治体
- (2) (3)に定める場合を例外として、BID 設立提案者は、規則 4(2)(a)(ii)で義務付けられた通知を送る少なくとも 84 日前までに、BID 設立提案を投票に付すよう該当徴税自治体に請求する意図を、当該徴税自治体および大臣に書面で通知しなければならない。
- (3) BID 設立提案者が規則 4(2)(a)(ii)で義務付けられた通知を 2005 年 3 月 31 日までに該当徴税自治体に送付した場合は、上記(2)の規定は適用しないものとする。

BID 設立提案、更新提案、変更提案、および準備手続

4. (1) BID 設立提案、更新提案、ないし変更提案 (場合に応じて) にはそれぞれ、細則 1 の第 1 条、第 2 条、第 3 条で定める事項を含めるものとする。
- (2) BID 設立提案者が BID 設立投票で BID 設立提案の承認を得ようとする場合、または、BID 運営主体が変更投票で変更提案の承認、ないしは更新投票で更新提案の承認を得ようとする場合には、以下の手続きを踏むものとする。
- (a) 以下を該当徴税自治体へ送付する。

- (i) BID 設立提案、変更提案、ないしは更新提案（場合に応じて）の複本。その際に、以下の概略を添える。
 - (aa) 提案する BID 特別税の負担義務者を対象とした協議
 - (bb) 提案する事業計画（推定キャッシュフロー、創出収益の予測、BID 制度に基づく支出の予測、BID 制度実施期間中の予算予測、予算に計上された偶発経費の比率など）
 - (cc) BID 運営主体の財務管理体制と、BID 運営主体の財務状況について該当徴税自治体に定期的に情報提供するための体制
 - (ii) BID 設立提案については BID 設立投票、変更提案については変更投票、更新提案については更新投票（場合に応じて）の実施を、投票実施者に指示するよう、該当徴税自治体に請求した書面通知
 - (b) BID 設立投票、更新投票、ないしはそれらの再投票（場合に応じて）にかかる費用の支払を規則 10 に基づいて求められれば、それを支払うに十分な資金が BID 設立提案者または BID 運営主体（場合に応じて）にある旨を該当徴税自治体が納得するうえで必要とする合理的な範囲の情報を提供する。
- (3) 以下の場合、BID 設立提案、変更提案、または更新提案（場合に応じて）と、提案する事業計画を、提案する BID 特別税の負担義務者で複本を請求する者全てに対し、送付しなければならない。
- (a) BID 設立提案者が、BID 設立提案の承認を BID 設立投票で得ようとする場合
 - (b) BID 運営主体ないし地方自治体 BID 運営主体が、変更提案の承認を変更投票で、あるいは更新提案の承認を更新投票で得ようとする場合
- (4) 該当徴税自治体が正式に採択し、その刊行文書に記している政策に、BID 提案、更新提案または変更提案が矛盾すると同自治体が判断した場合、（かかる文書を作成する法定義務が当該自治体にあるか否かに関わらず）当該自治体は、当該提案の受理後合理的に実行可能な限り速やかに、矛盾の性質を説明した書面により、BID 設立提案者または BID 運営主体（場合に応じて）に通知しなければならない。

BID 設立投票、更新投票、変更投票、再投票実施の指示

5. (1) 以下の場合、該当徴税自治体は、BID 設立投票、変更投票、更新投票、ないしは再投票（場合に応じて）を実施するよう、投票実施者に指示しな

ければならない。

(a) 該当徴税自治体が規則 4(2)(a)(ii)に基づく通知を受け取った場合。なお、次項(2)を条件とする。

(b) 地方自治体 BID 運営主体が BID 制度実施責任者であるケースにおいて、該当徴税自治体の変更提案ないしは更新提案（場合に応じて）の承認を得ようとする場合

(c) 該当徴税自治体が、規則 9(10)に基づき再投票実施を要請する大臣の通知を受け取った場合

(2) 該当徴税自治体が規制 4(2)(a)(ii)に基づく通知を受け取った場合でも、BID 設立提案者または BID 運営主体（場合に応じて）が規則 4(1)および(2)の要件を満たすまでは、(1)の実施指示を投票実施者に出す義務は同自治体にはない。

投票実施者

6. (1) BID 設立投票、更新投票、変更投票、ないし再投票を実施する者（「投票実施者」）は、該当徴税自治体が 1983 年人民代表法^[9]第 35 条に基づき当該自治体の選挙管理官に任命した者とする。

(2) 投票実施者は、本規則に基づく自身の職能の全部または一部の遂行者（一名または複数）を、自己の管理下に書面で任命することができる。

投票の手配と実施

7. 規則 5 に基づく指示を受けた投票実施者は、細則 2 に従い BID 設立投票、変更投票、更新投票または再投票（場合に応じて）の実施を手配しなければならない。

投票権者

8. (1) 下項(3)に該当する場合は別として、投票実施者が細則 2 の第 3 条(a)に基づく公告を行った日時点で、BID 設立提案または変更提案（場合に応じて）で BID 特別税の賦課対象とされる事業用資産税納税者区分に属する者は、BID 設立投票、変更投票、またはそれらに関する再投票で票を投ずる権利を有するものとする。

(2) 下記(3)に該当する場合は別として、投票実施者が細則 2 第 3 条(a)に基づく公告を行った日時点で、**BID** 特別税の賦課対象とされる事業用資産税納税者区分に属する者は、変更投票または変更投票に関する再投票で票を投じる権利を有するものとする。

(3) 単一の不動産に関して、複数の個人がパートナーや受託者として **BID** 特別税の支払義務を負うか負うことになる場合、当該不動産に関する投票権は、それらのパートナーや受託者が共同で有することとする。

投票無効の宣言

9. (1) 下項(3)に該当する場合は別として、重大な違反があったと判断される場合、大臣は、**BID** 設立投票、更新投票、変更投票、ないし再投票を無効と宣言することができる。

(2) 本規則における「重大な違反」とは、以下をさす。

(a) 本規則上の義務のいずれかに対する違反で、それが **BID** 設立投票、更新投票、変更投票、ないしは再投票（場合に応じて）に有意な影響を与えた可能性が高いと大臣が判断するもの

(b) 投票権のない者が **BID** 設立投票で票を投じようとし、そのことが **BID** 設立投票、更新投票、変更投票、ないしは再投票（場合に応じて）の結果に有意な影響を与えた可能性が高いと大臣が判断する場合

(c) 投票権を持つ者が投票妨害を受けたり、自己の考えに従った自由な投票ができず、そのことが、**BID** 設立投票、更新投票、変更投票、ないしは再投票（場合に応じて）の結果に有意な影響を与えた可能性が高いと大臣が判断する場合

(3) 細則 2 第 17 条に従った結果発表から 28 日以内に、個人または下項(4)で言及する団体（「申立人」）が、本規則に基づく権限を行使するよう（書面通知により）具体的理由を記して大臣に請求しない限り、上記(1)が適用されることはないものとする。

(4) (3)で言及した団体とは、以下をさす。

(a) **BID** 設立提案者または **BID** 運営主体

(b) **BID** 設立投票、更新投票、変更投票、または再投票（場合に応じて）の

投票権者総数の5パーセント以上、または

(c) 該当徴税自治体

(5) (3)に基づく請求を受けた大臣は、申立人、該当徴税自治体、ならびに BID 設立提案者または BID 運営主体（場合に応じて）に対して、請求を受けた旨を書面で通知し、各人に請求書類の複本を送付するものとする。

(6) 同一投票に関して複数の請求があった場合、大臣はそれらを一括して判断することができる。

(7) 申立人、該当徴税自治体、ならびに BID 設立提案者または BID 運営主体（場合に応じて）は、(5)に基づく大臣の通知から 28 日以内に、当該請求に関する陳述書を大臣へ送達することができる。

(8) 大臣は、各当事者の陳述書の複本を他の当事者へ送付することとし、その際に(9)についての主旨説明書を添付するものとする。

(9) (8)に基づいて送付された陳述書複本を受け取った当事者はいずれも、それに応えた更なる陳述書を、14 日以内に大臣に送達することができる。大臣は、そうした陳述書についても、複本を他の当事者へ送付するものとする。

(10) 大臣は、申立人、該当徴税自治体、ならびに BID 設立提案者または BID 運営主体（場合に応じて）に対し、自己の決定内容を書面で通知するものとする。BID 設立投票、更新投票、変更投票、または再投票の無効を宣言する場合は、再投票ないし再々投票（場合に応じて）を手配するよう該当徴税自治体に対して書面通知で要請することとする。

(11) 大臣が、BID 設立投票、更新投票、変更投票、またはそれらに関する再投票を無効と宣言し、重大な違反が BID 設立提案者または BID 運営主体（場合に応じて）の作為もしくは不作為に起因すると考える場合、大臣は、その旨の書面通知を無効決断の通知と合わせて出し、規則 10 の主旨を説明した通知も同封するものとする。

(12) 大臣が BID 設立投票、更新投票、変更投票、またはそれらに関する再投票を無効と宣言した場合は、

- (a) 投票が無効と宣言された BID 制度、BID 制度の更新または変更は、実施開始日が来ても発効しないものとする。また、
- (b) かかる BID 制度、BID 制度の更新ないし変更は、後日再投票で承認されれば、該当徴税自治体が定める期日付けで発効するものとする。この期日設定に際しては下項(13)に従う。

(13) (12)により定める期日は、細則 2 第 17 条に従った結果発表後 1 年以内とする。

投票費用の支払

10. (1) 本条は、賛成票が投票権者総数の 20 パーセントに満たず、かつ以下の条件のいずれかに該当する場合に適用される。
- (a) 投票で提案が非承認となった場合、または
 - (b) 投票に関して、大臣が規則 9 (11)に基づく通知を出した場合
- (2) (1)が適用される場合、該当徴税自治体は BID 設立提案者または BID 主体（場合に応じて）に対して、投票手配・実施費用の支払いを求めることができ、同自治体へ支払われるべき民事債務として相当額を回収することができる。
- (3) (2)の費用には、投票実施者が正当に支出し、規則 20 に基づき該当徴税自治体に請求されたあらゆる経費を含む。

投票勧誘運動を目的とした徴税自治体からの情報入手

11. (1) 該当徴税自治体は、投票実施者に対して（規則 5 (1)による）投票実施を指示した後、実行可能な限り速やかに以下を行うものとする。
- (a) BID 設立提案、変更提案、更新提案（場合によって）の対象地区内の各不動産について、居住（非居住の場合は所有）している事業用資産税納税者の名称および所在地、当該不動産の課税対象額（その時点の事業用資産税徴税記録から当該徴税自治体を確認できる限りの情報）を記した文書を準備する。
 - (b) 上記(1)(a)の文書の複本一式を、指示後できる限り速やかに、投票実施者に提供し、なおかつ、
 - (c) (a)の情報文書の複本一式を、通常の営業時間中、主たる事務所において

誰でも閲覧できるようにする。

(2) 以下の者から（下項(3)の定めに従った）請求があり次第、該当徴税自治体は、(1)により準備が義務付けられた情報文書の複本一式を、関係個人または関係団体にデータ形式で供給しなければならない。

(a) BID 設立提案者ないしは BID 運営主体（場合に応じて）

(b) 提案された BID 特別税の負担義務者となる者の 5 パーセント以上を代表する個人または団体

(3) 上記(2)の情報請求は、以下の要領で行うものとする。

(a) 該当徴税自治体宛てに書面で行う。

(b) どの BID 設立投票、変更投票、更新投票、または再投票に関する情報請求かを明記する。

(c) 請求者(個人または団体)が、(2)に基づいて請求した情報を、請求書類中で特定した BID 設立投票、変更投票、更新投票、ないし再投票の投票権者を対象に勧誘運動を行う目的に限って使用する意図を確認する。さらに、

(d) 下項(5)に基づき該当徴税自治体が課す手数料（があれば）を同封する。

(4) 何人も、(2)に基づく請求で特定した BID 設立投票、変更投票、更新投票、または再投票の投票権者に対して勧誘運動を行う目的以外に、以下を行ってはならない。

(a) (2)に基づいて提供された情報の開示（情報の内容や開示先を問わない）

(b) かかる情報の利用

(5) 該当徴税自治体は、本規則に基づく請求処理・情報提供にあたって、提供先に手数料を課することができる。

(6) 該当徴税自治体は、(5)により課される手数料の額が、本規則に基づく請求処理・情報提供にあたって当該自治体が支出したか、支出する可能性が高い費用に鑑みて妥当な額となるよう、保証しなければならない。

BID 設立提案に対する拒否権の行使

12. (1) 法律第 51 条(2)の目的上は、BID 制度が以下に該当する可能性が高いと該当徴税自治体が考える場合を想定している。

(a) 該当徴税自治体が正式に採択し、その刊行文書に記している政策に、著

しく矛盾する（かかる文書を作成する法定義務が当該自治体にあるか否かに関わらず）。あるいは、

(b) 特定の個人もしくは個人区分に対する財務的負担が（当該 BID 対象地区内の他の事業用資産税納税者に比べて）著しく均衡を欠き、

(i) その負担が、BID 対象地区の操作、または BID 特別税構造に起因しており、かつ

(ii) その負担が不公正である。

(2) 法律第 51 条(2)の目的上、投票日から 14 営業日を期間として想定している。

(3) 法律第 51 条(3)の目的上、該当徴税自治体が拒否権を行使するかどうかを決める際に検討する事柄としては、以下を想定している。

(a) BID 設立提案に対する支持のレベル（BID 設立投票またはその再投票（場合に応じて）の結果として表れた支持レベル）

(b) 上記(1)(a)で言及した矛盾の性質と程度

(c) 上記(1)(b)との関係において、提案された BID 特別税の構造と、BID 制度の財務的負担を対象地区の事業用資産税納税者間でどのように配分するか

(d) 規則 4 に基づいて BID 設立提案を自治体に提出する前に、BID 設立提案者は BID 提案に関する自治体との協議をどの程度実施したか

(e) 上記(2)で定められた期間中に、BID 設立提案の開発とその提案に関する投票勧誘運動のために支出される費用（支出者は問わない）

拒否権行使に対する異議申し立て

13. (1) 拒否権の行使に対し、法律第 52 条(1)に基づいて異議を申し立てようとする者（「上诉人」）は、該当徴税自治体が法律第 51 条(4)に従って出した拒否通知を受け取ってから 28 日以内に、書面通知（「上訴通知」）に上訴理由書を添えて、大臣に送達しなければならない。

(2) 上訴通知を受け取った大臣は、以下を行わなければならない。

(a) 上诉人と該当徴税自治体に対し、上訴通知を受け取った旨を書面で通知する。

(b) 該当徴税自治体に対し、上訴通知の複本を送付する。

(3) 同一の拒否権行使について複数の上訴があった場合、大臣がそれらを

一括して判断することができる。

(4) 上訴の審理は、大臣に対する陳述書によって行うものとする。

(5) 上訴人および該当徴税自治体は、(2)に基づく大臣の通知から 28 日以内に、当該上訴に関する陳述書を大臣に送達することができる。

(6) 上訴の各当事者が提出した陳述書は、その複本を大臣が他の当事者へ送付し、その際は、下項(7)についての主旨説明書を添えることとする。

(7) 上記(6)に基づき陳述書複本を受け取った上訴当事者はいずれも、それに応じた更なる陳述書を、受け取りから 14 日以内に大臣へ送達することができる。大臣は、それらの陳述書についても他の当事者へ複本を送付するものとする。

(8) 上訴を認めるか否かを判断する際、大臣は以下の事柄を考慮しなければならない。

(a) BID 設立提案に対する支持のレベル (BID 設立投票またはその再投票 (場合に応じて) の結果として表れた支持レベル)

(b) 規則 12(1)(a)で言及した矛盾の性質と程度

(c) 規則 12(1)(b)との関係において、提案された BID 特別税の構造と、BID 制度の財務的負担を対象地区の事業用資産税納税者間でどのように配分するか

(d) 規則 4 に基づいて BID 設立提案を自治体に提出する前に、BID 設立提案者は BID 設立提案に関する自治体との協議をどの程度実施したか

(e) BID 設立提案との矛盾の原因が、該当徴税自治体が正式に採択し、その刊行文書に記している政策を、規則 4(2)(a)(ii)による通知受け取り日以降に当該自治体が変更したことにあるかどうか

(f) 規則 12(2)で定められた期間中に、BID 設立提案の開発と同提案に関する投票勧誘運動のために支出される費用 (支出者は問わない)

(9) 大臣は決定を下した後、合理的に実行可能な限り速やかに、決定内容を上訴人および該当徴税自治体へ書面で通知しなければならない。

BID 収益勘定

14. (1) 細則 3 は、以下の BID 収益勘定記帳に関して効力を持つ。

第一部－貸方勘定

第二部－借方勘定

- (2) 該当徴税自治体に BID が複数ある場合、当該自治体は各 BID について別個の BID 収益勘定に記帳するよう保証しなければならない。

- (3) 本条は、BID 制度が終了した（規則 18 による終了か他の理由によるかは問わず）時点の BID 収益勘定が貸方超過になっており、それを払戻す（負担義務者の貸方に計上する）手続きにかかる費用として妥当な金額を控除してもなお、BID 制度終了直前の BID 特別税の負担義務者（本規則では「従前負担者」）各自に対し 5 ポンド以上の払戻しが可能な場合に適用される。

- (4) (3)に該当する場合、該当徴税自治体は以下を行わなければならない。

- (a) BID 収益勘定の貸方超過額（上記(3)の控除後）を計算し、各従前負担者に貸方計上するか、払戻す。

- (b) 各従前負担者に貸方計上されるか払い戻される金額が、BID 制度の最終特別税徴収期間の各者の賦課金額に照らして計算されるよう保証する。

- (c) このように計算された額を、各従前負担者に事業用資産税の未払い額があればそれから差し引き、未払いがなければ全額を払い戻す。

- (5) 上記(3)に該当しない場合、該当徴税自治体は BID 収益勘定の貸方残高を、一般予算の貸方に繰り越す。

BID 特別税その他の徴収事務

15. 該当徴税自治体は実施開始日までに、BID 特別税の賦課、管理、徴収、回収、支出について規定しなければならない。これらに関しては、細則 4 が効力を持つ。

変更投票なしで行う BID 制度変更

16. (1) BID 制度を変更投票なしに変更できる旨の規定が制度自体に含まれていれば、投票なしの変更は可能である。ただし、これには下項(2)から(4)が条件となる。

- (2) 上記(1)で言及した規定はあっても、以下はできない。
 - (a) BID 制度の対象地区の変更、あるいは
 - (b) BID 特別税の変更で、以下の結果を招くもの
 - (i) 従来は負担義務がなかった者に、BID 特別税負担義務が発生する
ような変更
 - (ii) BID 特別税の増額
- (3) 上記(1)が該当する場合は、BID 制度中に、変更手続きを定めた規定がなければならない。
- (4) 上記(3)でいう手続きには、以下が含まれていなければならない。
 - (a) BID 運営主体があれば、当該運営主体と該当徴税自治体の協議
 - (b) 地方自治体 BID 運営主体が BID 制度実施に責任を持つ場合は、該当徴税自治体と、同自治体が妥当と考える BID 対象地区のビジネスコミュニティ代表者との間の協議
- (5) 本条に従って BID 制度変更が行われる場合は、
 - (a) 該当徴税自治体は、(変更後の) BID 制度がその発効日までに確立されるよう保証し、BID 特別税の各負担義務者に対して、変更の理由と効果を説明した書面通知を送付しなければならない。
 - (b) 法律の第 44 条から第 47 条、規則 14 から 18、細則 3 と 4 は、(変更後の) BID 制度の発効日を以って発効し、各条項中の「BID 制度」は「BID 制度(変更後)」と置き換えて解釈されるものとする。

投票を経た BID 制度変更

- 17. (1) 以下を変更する提案がある場合、BID 運営主体、または、地方自治体 BID 運営主体が BID 制度実施に責任を持つ場合は該当徴税自治体が、本条に従った BID 制度変更を行うことができる。
 - (a) BID 制度の変更で、その制度に投票なしの変更を認める規定がない場合
 - (b) BID 制度の対象地区の変更
 - (c) BID 特別税の変更で、以下の結果を招くもの
 - (i) 従来は負担義務がなかった者に、BID 特別税負担義務が発生する
ような変更、または
 - (ii) BID 特別税の増額

(2) 本条による BID 制度変更は、(変更後の)BID 制度によって BID 特別税の負担義務者となる事業用資産税納税者の投票(「変更投票」)で、変更提案が承認されない限り、効力は持たない。なお、変更提案が承認されたと見なされるには、以下が条件となる。

- (a) 変更投票での投票者の過半数が、変更提案に賛成であること
- (b) 変更提案に賛成票を投じた者が対象地区内で居住(所有)する不動産の評価額合計が、反対票を投じた者の不動産の評価額合計を上回ること

(3) 本条に従って BID 制度が変更される場合、

- (a) 徴税自治体は(変更後の) BID 制度がその発効日までに確立されるよう保証しなければならない。
- (b) 法律の第 44 条から第 47 条、規則 14 から 18、細則 3 と 4 は、(変更後の) BID 制度の発効日を以って発効し、各条項中の「BID 制度」は「BID 制度(変更後)」と置き換えて解釈されるものとする。

BID 制度の終了

18. (1) 該当徴税自治体は、以下の場合に BID 制度を終了させることができる。

(a) BID 運営主体の財源が現行賦課期間中の支払債務に対して不十分というのが同自治体の見解で、同自治体が、

(i) BID 運営主体に対して、不足額を調達手配するか、あるいは BID 制度により実施する工事やサービスを削減して帳尻を合わせるための妥当な機会を提供し、

(ii) BID 特別税の負担義務者に、公聴会の場で BID 制度終了に関する陳述を行う機会を与えた場合。もしくは、

(b) 同自治体が、その制御の範囲を超えた何らかの事由によって、BID 制度継続に必要な工事やサービスを提供できないケースで、同自治体が、

(i) BID 運営主体がある場合はその運営主体と協議し、同自治体が妥当と考える BID 対象地区のビジネスコミュニティ代表者との協議を行い、

(ii) 地方自治体 BID 運営主体が BID 制度実施に責任を持っている場合は、同自治体が妥当と考える BID 対象地区のビジネスコミュニティ代表者との間の協議を行った場合

(2) 下項(3)に該当する場合は別として、BID 運営主体、または地方自治体 BID 運営主体が BID 制度実施に責任を持つ場合は該当徴税自治体が、以下の場合に BID 制度を終了させることができる。

- (a) BID 制度により提供される工事やサービスが、もはや不要となった場合
- (b) BID 運営主体または地方自治体 BID 運営主体（場合に応じて）が、その制御の範囲を超えた事由によって、BID 制度継続に必要な工事やサービスを提供できない場合

(3) BID 運営主体、ないし、地方自治体 BID 運営主体が BID 制度の実施に責任を持つ場合は該当徴税自治体は、以下の条件が満たされるまでは BID 制度終了手続きをとってはならない。

(a) BID 運営主体がある場合は、その運営主体が該当徴税自治体と協議し、同自治体が妥当と考える BID 対象地区のビジネスコミュニティ代表者とも協議を行い、

(b) 地方自治体 BID 運営主体が BID 制度実施に責任を持っている場合は、同自治体が妥当と考える BID 対象地区のビジネスコミュニティ代表者と協議を行う。

(4) 該当徴税自治体は、(1)または(2)に基づき BID 制度を終了する意図を、28 日以上の予告期間を以って、BID 運営主体に書面で通知しなければならない。

(5) BID 運営主体は、(2)に基づき BID 制度を終了する意図を、28 日以上の予告期間を以って、該当徴税自治体に書面で通知しなければならない。

(6) 本条に基づいて BID 制度を終了する場合、該当徴税自治体は合理的に実行可能な限り速やかに、BID 特別税の各負担義務者に書面で終了を通知しなければならない。その通知には、規則 14(4)に基づく払戻しがあるか否かの説明も含めることとする。

情報

19. 該当徴税自治体は、投票実施者が本規則に基づく職能を遂行する上で必要とする全ての情報を提供しなければならない。

投票実施者の経費

20. 本規則に基づく投票実施に関連して投票実施者が正当に支出した経費は、該当徴税自治体が支払うものとする。

請求、申請、通知の電子通信

21. (1) 下項(2)に該当する場合は別として、いかなる請求、申請、または通知も書面で行わなければならないとする本規則中の要件は、通知文面（通常の意味での「テキスト」）が以下の場合に満たされる。
- (a) 電子通信手段により伝送され、
 - (b) 識別可能な状態にあり、
 - (c) 後日、参照可能である。
- (2) 通知の中でも、徴税自治体が出すか送達することを細則 4 で義務付けまたは許可しているものや、同細則の第 3 条(2)で必要とされた情報には、上記(1)は適用されないものとする。

首席大臣の権限で署名

ニック・レインフォード

閣外相、副首相府

2004 年 9 月 16 日

細則 1

規則 4

BID 設立提案、更新提案、変更提案の内容

1. (1) 下項(2)および(3)を条件として、BID 設立提案に含めるべき事項は以下の通りとする。
- (a) 提供される工事やサービス、ないしは BID 制度実施の責任者
 - (b) 該当徴税自治体が提供する既存の基本的サービス（があれば）の概略

- (c) 提案する BID 制度によって影響を受ける地区（地図添付）
- (d) BID 特別税を負担することになる対象地区内の事業用資産税納税者、BID 特別税の賦課額計算法の説明、BID 設立提案の開発、投票実施、ないしは BID 制度実施にあたり支出される費用が BID 特別税で賄われるか否か
- (e) BID 特別税免除がある場合、その対象となる事業用資産税納税者の区分と、免除適用基準
- (f) 変更投票なしに BID 制度の変更が可能か否か。可能な場合は、BID 制度のどの部分について可能か
- (g) 変更した BID 制度の実施開始日の宣言

(2) 上記(1)(c)に関して、BID 制度の影響を受ける地区に、単一の不動産のうち一部だけが含まれるようなことがあってはならない。

(3) 上記(1)(g)に関して、BID 運営主体または地方自治体 BID 運営主体（場合に応じて）は、細則 2 第 17 条に基づく結果通知の発表後何日以内に変更後の BID 制度が発効するかを明記しなければならない。かかる実施開始日は、通知後 1 年以内に設定しなければならない。

細則 2

規則 7

BID 設立投票、更新投票、変更投票のルール

時期に関する規定

1. 投票手続きは、以下のスケジュールに従って行わなければならない。

スケジュール

手続き	時期
徴税自治体が投票実施者に指示	規則 5 に従う
投票の公告	投票日の少なくとも 42 日前（第 3 条）
投票日	第 2 条で定める日
結果宣言	第 17 条に従う

投票のルール

投票日

2. (1) 投票実施者は、下項(2)も踏まえたうえで、以下の点を確保しなければならない。
- 投票日が、以下の条件を全て満たすこと
- (a) 営業日である
 - (b) 投票権者に投票用紙が送付されてから少なくとも 28 日を経ている (投票用紙が数日に分けて送付された場合は、最後の送付日から 28 日)
 - (c) 第 3 条(a)で義務付けられた公告を行ってから 90 日以上が経過している
- (2) 投票日の 42 日前までであれば、投票実施者は投票日を最高 15 営業日延期することができる。
- (3) 上記(2)に基づいて投票実施者が投票日を延期した場合、実施者は該当徴税自治体と BID 設立提案者または BID 運営主体(場合に応じて)に対し、新しい投票日と延期理由を書面で通知し、妥当な手段により新投票日を広報しなければならない。

投票準備手続き

3. 投票実施者は、投票日の少なくとも 42 日前までに以下を行わなければならない。
- (a) 投票の公告。その際に以下を記す。
 - (i) 投票日
 - (ii) 投票は全て郵便で実施され、投票日の午後 5 時までに投票用紙を返送すべき旨
 - (b) 投票権者と代理投票者(があれば)の一覧を作成
 - (c) 投票権者、もしくはその代理投票者(があれば)宛てに、以下を記した説明書を送付
 - (i) 投票要領の説明
 - (ii) BID 設立提案者に BID 設立提案書の複本を請求できる旨の規則

4(3)の説明

(iii) BID 設立提案者の名称と所在地

(d) 上記(a)の通知の写しを大臣宛てに送付

投票—一般

4. (1) 投票は全て郵便投票とする。

(2) BID 設立投票、更新投票、変更投票、または再投票（場合に応じて）の投票権者はそれぞれ、BID 制度対象地区内で自己が居住または（非居住の場合は）所有する不動産の各々につき各一票を有するものとする。

(3) BID 設立投票、更新投票、変更投票または再投票（場合に応じて）の目的上、不動産の評価額を確認する際は、1988 年法第 42 条(4)に基づいて管理されている一覧に投票日終了直前時点で記載されていない評価額変更は、一切考慮しないものとする。

代理投票

5. (1) 本条の規定を条件として、他者に代って投票する代理投票者に任命される資格は誰にでもあり、任命されれば投票できる。

(2) 投票権者の代理として投票する者を、同時に複数任命することはできない。

(3) 投票権者が特定の投票について代理投票者の任命を投票実施者に申請した場合、本条の要件が満たされており、代理人に代理投票者となる資格と意志があれば、投票実施者は任命を行わなければならない。

(4) 代理任命の申請は、次の要領で行う。

(a) 投票権者（申請者）が代理任命を希望する者の氏名と住所を記す。

(b) 申請者の不動産の所在地を記す。

(c) 申請者が署名する。

(d) 指名した代理人と協議済みである旨、その者に代理に任命される資格と意志がある旨を記した投票権者の声明文を添える。

(5) 投票実施者が、特定投票のための代理投票者任命申請を投票日の 10 日
前の午後 5 時以降に受け取った場合は、申請は却下されるものとする。

(6) 代理投票者の任命申請を認める場合、投票実施者は以下を行うものとする。

(a) 代理投票者を任命した旨と、その者の氏名、住所を記した書面により、
投票権者に確認通知する。

(b) 第 3 条(b)で言及した一覧に、当該代理投票者の詳細を含める。

(7) 投票実施者が代理投票者任命申請を却下する場合は、却下の旨とその
理由を記した書面により申請者に通知するものとする。

(8) 下項(9)を条件として、当該任命はその投票に限って有効とする。

(9) 投票権者が投票実施者に通知することにより、もしくは、代理投票者
が代理人として行為する意志が無くなった旨を投票実施者に通知すること
により、任命を取り消すことができる。

(10) 上記(9)に基づいて代理投票者の任命を取り消す投票権者の通知を、
該当する投票の投票日の 5 日前の午後 5 時以降に投票実施者が受け取った
場合は、その投票については取り消し通知は無視されるものとする。

(11) 代理投票者任命申請が、上記(9)に基づいて取り消された場合、投票
実施者は以下を行うものとする。

(a) 投票権者に対し、任命を取り消した旨を書面で通知する。

(b) 任命が取り消した代理投票権者に対し、書面で通知する。ただし、当該
代理投票権者から代理人として行為する意志が無くなった旨の通知を既に
受け取っている場合は、この通知は必要ない。

(c) 第 3 条(b)に基づいて管理されている記録から、当該代理投票者の名前を
削除する。

守秘義務

6. (1) 投票用紙の発行または受理に関連する手続きに携わる者は全て、投票
の秘密の厳守、および守秘の堅持促進に努めねばならず、投票用紙受理に
関する手続きに際しては、いかなる特定票の内容についても確認を与えて

はならず、その票について当該手続き中に入手したいかなる情報をも伝達してはならない。

(2) 得票の集計に携わる者は全て、投票の秘密の厳守、および守秘の堅持促進に努めなければならない、いかなる特定票の内容についても、集計中に入手したいかなる情報をも伝達してはならない。

(3) 本条の規定にかかわらず、投票権の根拠となった各不動産の所在地と評価額については、投票実施者およびその事務官は、確認を与えてもよいものとする。

守秘義務の通知

7. 投票用紙の発行または受理、ないし得票の集計に関連する手続きに携わる者全てが、第6条規定を記した書面を事前に受け取るよう保証するため、投票実施者は自己が妥当と考える措置をとらなければならない。

投票用紙

8. (1) 投票用紙の体裁は本条の規定に従い、本条で触れていないものは一切印刷しない。
- (2) 各投票用紙には、裏面に数字またはバーコードを印刷できる。
- (3) 投票用紙上の回答マーク欄の大きさは、最小1.5センチ四方とする。
- (4) 投票用紙上の用語は全て、同じ級数の文字を用いる。
- (5) BID 設立投票ないし BID 設立投票に関する再投票に用いられる各投票用紙には、次の表現を用いるものとする。

「あなたは、[BID 制度の対象地区の街路名一覧を挿入する]を対象としたBID 設立提案に賛成しますか。」

「あなたが選んだ回答の欄にバツ印 (X) を入れてください。」

はい		いいえ	
----	--	-----	--

「本投票は、[投票権者の不動産の所在地を挿入する]に関するものです。」

「私は、自分がこの不動産に関する投票権者である旨を確認します。」

「署名

「氏名（活字体で）

「役職（注：投票権者が企業またはパートナーシップである場合、署名者の役職を記入する）」

「注記：この投票用紙を有効票とするには、署名した上で、[投票実施者の返送用住所を挿入する]の投票実施者宛てに、[投票日を挿入する]の午後 5 時までに返送しなければなりません。」

（６） 更新投票、ないし更新投票に関する再投票に用いられる各投票用紙には、次の表現を用いるものとする。

「あなたは、[BID 制度の対象地区の街路名一覧を挿入する]を対象とした BID 制度を、[提案された BID 制度更新期間を明記する]の期間延長することに賛成しますか。」

「あなたが選んだ回答の欄にバツ印（X）を入れてください。」

はい		いいえ	
----	--	-----	--

「本投票は、[投票権者の不動産の所在地を挿入する]に関するものです。」

「私は、自分がこの不動産に関する投票権者である旨を確認します。」

「署名

「氏名（活字体で）

「役職（注：投票権者が企業またはパートナーシップである場合、署名者の役職を記入する）」

「注記：この投票用紙を有効票とするには、署名した上で、[投票実施者の返送用住所を挿入する]の投票実施者宛てに、[投票日を挿入する]の午後5時までに返送しなければなりません。」

(7) 変更投票、ないし変更投票に関する再投票に用いられる各投票用紙には、次の表現を用いるものとする。

「あなたは、[BID 制度の対象地区の街路名一覧を挿入する]を対象としたBID 制度の変更に賛成しますか。」

「あなたが選んだ回答の欄にバツ印（X）を入れてください。」

はい		いいえ	
----	--	-----	--

「本投票は、[投票権者の不動産の所在地を挿入する]に関するものです。」

「私は、自分がこの不動産に関する投票権者である旨を確認します。」

「署名

「氏名（活字体で）

「役職（注：投票権者が企業またはパートナーシップである場合、署名者の役職を記入する）」

「注記：この投票用紙を有効票とするには、署名した上で、[投票実施者の返送用住所を挿入する]の投票実施者宛てに、[投票日を挿入する]の午後5時までに返送しなければなりません。」

投票内容開示の禁止

9. BID 設立投票、更新投票、変更投票、ないし再投票について疑義を唱えるいかなる法的手続きにおいても、投票者が自己の投票内容を陳述するよう求められることはない。

投票用紙の発行手続き

10. (1) BID 設立投票、更新投票、変更投票、ないし再投票（場合に応じて）の各投票権者に対し、その者の投票権の根拠である不動産一件につき一枚の投票用紙が発行されるものとする。
- (2) 投票用紙の送付先は、以下の通りとする。
- (a) 当該不動産の所在地、または、当該投票権者がイングランド内に有する主な事業所の所在地、もしくは
- (b) 代理投票の場合は、第3条(b)に基づき用意された一覧に記載された代理投票者の住所
- (3) 同時に、各投票権者、または各代理投票者（があれば）に対し、以下を発行するものとする。
- (a) 投票実施者が用意した、BID 制度の内容と投票要領を記した説明書
- (b) 投票用紙返送用の封筒（本細則では「返送用封筒」と称す）
- (4) 投票用紙発送の手段として、投票実施者は以下を用いることができる。
- (a) 全国一律郵便サービス提供者（2000 年郵便サービス法^[10]で定義）
- (b) かかる書類の一地点から他地点への配送業務に携わることを認められた 2000 年郵便サービス法第2部によるその他の認可業者
- (c) 2000 年郵便サービス法第7条に従った、認可不要の他の配送・配達手段
- (5) 投票用紙発送用封筒の郵便料金は別途前払いとし、全ての返送用封筒についても返送の郵便料金は前払いとする。
- (6) 投票実施者およびその事務官以外の者は、投票実施者の許可がない限り、投票用紙の発行に立ち会うことはできない。

破損投票用紙

11. (1) 投票用紙が、投票者の取扱い不注意により投票用紙としての使用には不都合となった場合（「破損投票用紙」と称す）、投票者は当該破損投票用紙を投票実施者へ（直接持参または郵便で）返却することができる。
- (2) 破損投票用紙を受け取った投票実施者は、投票用紙を新たに一枚発行するものとする。ただし、受け取りが投票日まで3営業日を切った段階であった場合は、この限りではない。

(3) 当該破損投票用紙は、速やかに破棄するものとする。

(4) 投票者から直に申請があった場合、投票実施者は代替投票用紙を第 10 条に従って発送する代わりに、当該投票者に直接手渡すことができる。

紛失投票用紙

12. (1) 投票日まで 4 営業日を切った段階でまだ投票用紙を受け取っていない投票者は、投票実施者に（直接か否かを問わず）代替投票用紙を申請することができる。

(2) かかる申請には、投票者の身元証明が必要となる。

(3) 投票実施者が申請を受けたのが投票日まで 3 営業日を切った後で、次の条件に当てはまる場合は、投票実施者は新たに投票用紙を一枚発行するものとする。

(a) 投票者の身元につき、投票実施者が納得し、かつ

(b) 投票者が当初の投票用紙を受け取らなかったことについて、疑う理由がない場合

(4) 投票者から直接申請があった場合、投票実施者は第 10 条に従って代替投票用紙を発送する代わりに、当該投票者に直接手渡すことができる。

返送された投票用紙の受理

13. (1) 郵便投票用紙は、投票日当日の午後 5 時までに、投票実施者が（直接持参または郵便で）受け取るか、もしくは、返送先として投票通知で指定された配達先に届かない限り、正式に受理されたことにはならない。

(2) 返送された投票用紙を受け取った投票実施者は、投票用紙を施錠した容器に入れ、開票日まで保管しなければならない。

(3) 投票実施者およびその事務官以外の者は、投票実施者の許可がない限り、投票用紙の受け取りに立ち会うことはできない。

得票の集計

14. (1) 投票日の後、実行可能な限り早い段階で、投票実施者は（第 13 条(1)に従って）正式に受理された投票用紙により投じられた票の集計を手配し、得票数を記録しなければならない。

(2) 投票実施者およびその事務官以外の者は、投票実施者の許可がない限り、得票の集計に立ち会うことはできない。

投票用紙の不採用

15. (1) 既に受理された投票用紙と同じ番号またはバーコードをもつ投票用紙を受け取った場合は、その投票用紙と、同じ番号またはバーコード（場合に応じて）のもう一方の投票用紙の双方を無効とし、カウントしないものとする。

(2) 投票用紙で、署名の無いもの、回答マークの無いもの、不明瞭なため無効なものは、下項(3)に従い無効とし、カウントしないものとする。

(3) 投票の意図が明確であれば、回答が以下のような投票用紙でも、それを理由に無効とは見なさないものとする。

- (a) 所定欄以外にマークをつけたもの
- (b) バツ印以外のマークをつけたもの
- (c) 複数のマークをつけたもの

投票用紙に関する決定

16. 投票用紙につき疑義が生じた場合は、投票実施者の決定を最終決定とする。

結果宣言

17. (1) 投票実施者は、以下を証する。
- (a) 投票で投じられた総票数（第 15 条に基づき不採用となった投票用紙分は除く）
 - (b) 当該投票で投票した各人の不動産の評価額合計
 - (c) 投票用紙の問いに対する賛成票の総数
 - (d) 投票用紙の問いに対し賛成票を投じた者の不動産の評価額合計

(2) 投票実施者は上記(1)に基づく証明後、以下を行わなければならない。

(a) 証明事項を直ちに宣言し、

(b) 合理的に実施可能な限り早い段階で、証明事項を公告する。

有効性

18. (1) いかなる BID 設立投票、更新投票、変更投票、再投票（場合に応じ）についても、その有効性を審議する裁判所が以下のように判断する限り、投票実施者またはその他のいかなる者に本細則の規定に違反する作為または不作為があったという理由で、投票が無効と宣言されることはないものとする。

(a) BID 設立投票、更新投票、変更投票、再投票（場合に応じて）は、本質的には本細則の規定に従って実施され、かつ

(b) その結果は、当該作為または不作為による影響を受けなかった。

(2) BID 設立投票、更新投票、変更投票、ないし再投票（場合に応じて）は、当該 BID 制度、更新後の BID 制度、変更後の BID 制度（場合に応じ）の実施開始日の前に法的手続きが開始されない限り、あらゆる点で有効な投票であったと見なすものとする。

投票用紙の保管

19. 投票実施者は投票用紙を投票日後 6 ヶ月間保存するものとする。ただし、高等法院の命により投票用紙破棄を指示された場合はこの限りではない。

細則 3

規則 14

BID 収益勘定の管理

第一部

貸方計上

1. BID 収益勘定（「勘定」）の管理を義務付けられた徴税自治体は毎年、本 細 則 の 第一線で挙げた科目に相当する金額を勘定の貸方に計上するものとする。

科目 1 : BID 収益

法律第 43 条および第 45 条に基づき、当該年度に支払われた金額

科目 2 : BID サービスおよび施設から得た収入

当該自治体が、自己が BID 制度に基づき提供するサービスまたは施設に関して、当該年度に受け取った金額（法律第 43 条(2)(a)に基づく当該自治体から BID への拠出金は除く）

科目 3 : 貸倒引当金の減額

以下の各金額の合計

- (a) 本細則第二部科目 2*の規定(a)に基づき前年度に同勘定に借方計上した額のうち、当該自治体が当年度に回収したものの金額
- (b) 本細則第二部科目 2*の規定(b)に基づき前年度に同勘定に借方計上した額のうち、減額すべきと当該自治体が判断する金額

科目 4 : 前年度から繰り越された貸方残高

前年度勘定上の貸方残高

第二部

借方計上

2. BID 収益勘定（「勘定」）の管理を義務付けられた徴税自治体は毎年、本 細 則 の 第二線で挙げた科目に相当する金額を勘定の借方に計上するものとする。

科目 1 : BID 特別税の徴収費用

BID 特別税の徴収に関して当該自治体が当該年度に支出した費用

* 訳注：原文では「item 2」となっていますが、文脈上「item 3」の誤りと思われます。

科目 2 : BID 経費

BID 制度に関して当該自治体が当該年度に支出した経費（BID 制度に基づき工事またはサービスを請け負った第三者への支払いを含む）

科目 3 : 貸倒引当金

以下の各金額の合計

- (a) 本細則第一部科目 1 ないし 2 に基づき当該年度ないしは前年度に同勘定に貸方計上した額のうち、貸倒償却すべきと当該自治体が判断する金額
- (b) 上記の貸方計上額に関して計上すべきと当該自治体が判断する貸倒引当金

科目 4 : 前年度から繰り越された借方残高

前年度勘定上の借方残高

細則 4

規則 15

BID 特別税の賦課、管理、徴収、回収、および支出

解釈

1. (1) 本細則において通知の文脈で用いられる「該当期間」とは、当該通知が関係する賦課期間を意味する。

(2) 本細則中の通知日への言及は、以下への言及と解釈するものとする。
 - (a) 下項(4)もしくは 1972 年地方自治法^[1]第 233 条(2)に定められた方法で、通知先の事業所または正式住所に通知を持参するか郵送する形で送達する場合は、持参日または投函日、
 - (b) その他の場合は、送達日

(3) ある者に対して出すか送達することが本細則によって義務付けられるか認められている通知の通知元が、シティ・オブ・ロンドンの市会かその代表者、またはシティ・オブ・ロンドンの市会職員である場合は、市会が1972年地方自治法第233条の意味の地方自治体であるかの如く解し、同条に基づく通知方法のいずれを用いてもよいこととする。

(4) ある者に対して出すか送達することが本細則によって義務付けられるか認められている通知が、その者の事業所である不動産に関する場合は（かかる通知が複数不動産に関する場合は、そのうちの一つまたは複数がその者の事業所である場合は）、当該の事業所（または、場合により複数事業所の一つ）へ持参するか郵送する形で、通知を出すか送達することがきる。なお、本条項によって、1972年地方自治法の第233条および上記(3)の規定の効果が損なわれることはない。

(5) 徴税自治体がある者に対して出すか送達することが本細則により義務付けられるか認められている通知や、（本細則の意味における）請求通知が送達された際に請求元へ提供することが本細則第3条(2)により義務付けられた情報はいずれも、

(a) 通知・提供先から通知・情報提供用に指定されたアドレスへ、電子通信手段を用いて当該通知を出すか送達する、あるいは情報を提供することができる。

(b) 以下の場合に、出された、送達された、または提供されたと見なすものとする。

(i) 通知・情報提供に関して、通知・提供先がウェブサイト上で通知または情報を含んだ文書にアクセスできる旨、徴税自治体と通知・提供先との間で合意が成立しており、

(ii) 当該文書が、その合意の適用対象となる文書であり、

(iii) 当該徴税自治体が、当該文書をウェブサイト上に掲載しており、

(iv) かつ、通知・情報提供の目的で当該通知・提供先と徴税自治体とが当面合意している方法によって、通知・提供先に対して以下の旨の通知が為される場合

(aa) 当該文書がウェブサイト上に掲載されている旨

(bb) 当該ウェブサイトのアドレス

(cc) 当該ウェブサイト上のどこから当該文書にアクセスできるか

また、かかる通知や情報提供については下項(6)から(9)も適用される。なお、本条項によって1972年地方自治法の第233条や上記(3)、(4)の規定の効果が

損なわれることはない。

(6) 法的手続きの目的上、上記(5)の手段で出された通知は、別段の証明がない限り、以下の日の2営業日後に送達されたものとして取り扱う。

(a) 上記(5)(a)に従って送付された日、または

(b) 上記(5)(b)(iv)に従って掲載通知が出された日

(7) 上記(5)(a)の目的用のアドレスを通知した者は、徴税自治体宛ての書面通知により、当該アドレスの変更を当該自治体へ連絡することができる。変更は、徴税自治体の変更通知を受け取った日から3営業日目に発効するものとする。

(8) 上記(5)(a)の目的用のアドレスを通知した者は、徴税自治体宛ての書面通知により、アドレス通知を撤回することができる。撤回は、徴税自治体撤回通知を受け取った日から3営業日目に発効するものとする。

(9) 上記(5)(b)(i)に基づいて徴税自治体と合意した者は、徴税自治体宛ての書面通知により、当該合意の当事者であることを望まなくなった旨を当該自治体に連絡することができる。かかる通知があれば、当該合意は、徴税自治体当該通知を受け取ってから3営業日後に取り消されたものとして扱われることとする。

請求通知の要件

2. (1) 該当徴税自治体は各賦課期間ごとに、第4条から第6条の規定に従い、**BID 特別税**の各負担義務者に対し、当該期間の **BID 制度**について書面通知を送達しなければならない。

(2) 賦課期間ごとに、別個の請求通知を送達するものとする。

(3) 請求通知は、各人の **BID 特別税**の賦課対象である不動産の各々につき、支払債務額を記載しなければならない。複数不動産についての支払債務額を一通の通知に記載することはできる。

(4) 複数不動産についての支払債務額が一通の通知に記載されている場合は、それによって支払義務が発生する額と支払期日は、各不動産について

別個の通知が出されたのと同様に決められるものとする。

請求通知の内容

3. (1) 請求通知には、以下の事項を含めるものとする。
 - (a) その通知の対象となっている各不動産の所在地と概要
 - (b) 各対象不動産について **BID** 特別税計算法を説明
 - (c) 当該通知で支払いが求められている額の計算上、対象不動産について **BID** 特別税の負担義務者が、当該賦課期間について **BID** 制度上の **BID** 負担義務者に該当するようになったと理解される日付（あれば）
- (2) 徴税自治体は、請求通知を送達する際、送達先に対し、以下の情報を提供しなければならない。
 - (a) 徴税自治体が前年度に受け取る予定であった **BID** 特別税収入
 - (b) 前年度に **BID** 制度用に支出した額
 - (c) その使途明細
 - (d) 当該年度に **BID** 特別税収入から支出を予定している使途明細

無効な通知

4. (1) 以下に該当する場合、請求額支払い義務は、通知が有効であったかの如く適用されるものとする。
 - (a) 請求通知が第3条の規定に従っていないために無効であり、
 - (b) その規定違反が錯誤によるものであり、
 - (c) 当該通知による請求額が、第3条(1)に従って請求されている場合
- (2) 無効通知による請求が上記(1)により存続する場合、徴税自治体は錯誤の発覚後出来る限り速やかに、当該 **BID** 特別税負担義務者に対して、通知に含められるべきであったのに含められていなかった事項を記載した説明書を発行するものとする。

請求通知の送達

5. (1) 下項(2)の条件に従い、請求通知は以下の日に、またはそれ以降出来るだけ早い日に送達しなければならない。

- (a) 下記(b)に該当する場合を除き、該当期間の初日
- (b) 通知先が対象不動産について BID 制度上の BID 特別税の負担義務者に該当するようになったのが当該期間の後半である場合は、該当するようになった日の翌日

(2) 対象不動産につき BID 制度上の BID 特別税の負担義務者に該当することになると、通知時点で該当徴税自治体が判断する者に対しては、当該期間が始まる前に請求通知を出すことができる。このようにして請求通知が出された場合、当該通知に関しては文脈上妥当な限りにおいて、本細則中の BID 負担義務者への言及は、その者に対する言及として解釈するものとする。

請求通知に基づく支払

- 6. (1) 請求通知が該当期間の前または期間中に出され、対象不動産について通知先が通知日時点で BID 制度上の BID 特別税負担義務者に該当すると該当徴税自治体が判断する場合、当該通知では該当徴税自治体はその期間について推定する支払い債務に相当する額の支払いを求めるものとする。
- (2) 該当徴税自治体が上記(1)の推定を行う際は、通知後の期間中、当該通知先が継続して(1)の BID 負担義務者に該当するという前提に立つ。
- (3) 請求通知が該当期間中に出されたが(1)に該当しない場合、当該通知ではその期間のうち、対象不動産について通知先が BID 制度上の BID 特別税負担義務者に該当した最後の日までの分について、該当徴税自治体が推定する支払い債務に相当する額の支払いを求めるものとする。
- (4) 上記(3)に該当する場合で、通知送達後の該当期間中に当該通知先が対象不動産について再び BID 制度上の BID 特別税負担義務者に該当するようになった場合は、その期間のうち再び該当するようになった日以降の分につき、当該対象不動産に関して特別税の支払いを求める通知を改めて送達するものとする。
- (5) 上記(4)により新たに通知が出される場合、(4)でいう該当期間についてはその新通知が請求通知であり、当該人物がそれ以前に BID 制度上の BID 特別税の負担義務者に該当したことがなかったかの如く、新通知に第 5 条

から第8条の規定を適用するものとする。

(6) 請求通知が該当期間終了後に出される場合、その通知では、当該期間について特別税の支払いを求めるものとする。

請求通知に基づく支払い：追加規定

7. (1) 該当期間について下項(3)に基づく合意が請求通知の発行前に成立していない限り、第6条(1)が適用される通知では、通知の日付から通知で指定された期間(14日以上)が経過した時点で推定債務額を支払うよう求めるものとする。

(2) 該当期間について下項(3)に基づく合意が請求通知の発行前に成立している場合、第6条(1)が適用される通知では、その合意に従って推定債務額を支払うよう求めるものとする。

(3) 該当徴税自治体と BID 特別税の負担義務者は、第6条(1)が適用される通知により支払いを求められる推定債務額は、合意で指定する方法により支払う旨、合意することができる。

(4) 本条上記の規定にかかわらず、かかる合意は当該請求通知発行の前後を問わず結ぶことができ、第6条(1)の推定債務額が誤りと判明した場合に支払いの停止や調整、再推定をするよう規定することもできる。さらに、かかる合意を請求通知発行後に結ぶ場合は、合意成立前の支払い額(あれば)の扱いについても規定することができる。

(5) 第6条(3)ないし(5)が適用される通知では、通知の日付から通知で指定された期間(14日以上)が経過した時点で債務額を支払うよう求めるものとする。

(6) いかなる賦課対象期間についても、不動産に関する BID 特別税の負担義務者は、本細則に基づいて送達された通知で請求されない限り、支払う必要はない。

請求通知：最終調整

8. (1) 本条は、以下の場合に適用される。
- (a) 本細則に基づいて該当徴税自治体が発行する、賦課対象期間の全部または一部について、対象不動産に関して **BID** 特別税の負担義務者に支払いを請求する通知が出され、
- (b) 請求額が、当該期間（賦課対象期間の全部または一部）について対象不動産に関して支払うべき額に比べて過多または過少と判明し、
- (c) かつ、請求額の調整、および追加支払い、または払い過ぎた額の払戻しないし貸方計上（適宜）に関する規定が、本細則の他の条項にも第7条(3)に基づく合意にも無い場合
- (2) 該当徴税自治体は、対象期間（全部または一部）の終了後出来る限り早い段階で、当該負担義務者に対し、対象不動産に関して当該期間（全部または一部）につき本来の債務額を記し、(その額を基準として) 上記 (1)(a) の通知の請求額を調整した通知を、改めて送達するものとする。
- (3) 改めて送達された通知の請求額が上記(1)(a)の当初通知の請求額よりも多い場合、その差額に関して(1)(c)で述べた別段の規定がなければ、当該負担義務者は該当徴税自治体に対し、通知の日付から通知で指定された期間（14 日以上）が経過した時点で、その差額を支払わなければならない。
- (4) 本細則に基づく **BID** 特別税負担義務者の債務に関して、支払い過剰があった場合、その超過額に関して(1)(c)で述べた別段の規定がなければ、超過額は以下の通り取り扱うものとする。
- (a) 当該負担義務者から払戻し請求があれば、払い戻す。
- (b) その他の場合は、払い戻すか、あるいは、当該負担義務者がそれ以降に **BID** 特別税または事業用資産税の形で支払うべき債務があれば、それから差し引く。

強制履行

9. (1) 1989 年事業用資産税規則（徴収と強制履行）（地区一覧）^[12]の第三部と、同細則2から4は、以下の変更を加えた上で **BID** 特別税の賦課執行に適用するものとする。
- (a) 規則 10 および 20 の中で、同規則第二部に基づき徴税自治体への支払い義務が発生している額に言及している箇所は、本細則に基づき徴税自治体への支払い義務が発生している額を含めた言及と解釈するものとする。

- (b) 規則 11(3)は適用されないものとする。
- (c) 規則 12(1)は、「規則 8(2)により支払い義務が発生している額」から「規則 11により義務付けられた)」までを除外して解釈するものとする。
- (d) 規則 21(7)の「受権者」には、BID 特別税の徴収および強制履行に関する何らかの職能を遂行することを徴税自治体から認められた者を含むと解釈するものとする。
- (e) 規則 22 で、同規則第二部にに基づき徴税自治体以外の者への支払い義務が発生している額に言及している箇所は、本細則に基づき徴税自治体以外の者への支払い義務が発生している額を含めた言及と解釈するものとする。
- (f) 規則 23(2)は、「かかる一覧」の後に「または 2003 年地方自治法第四部にに基づくあらゆる BID 制度の内容」を、「一覧または抜粋」の後に「または制度」が挿入されているものとして解釈することとする。
- (g) 規則 23(3)は、以下の如く解釈するものとする。

(i) (a)および(b)に関しては、本細則第 8 条(2)により出された通知への言及に

差し替えて解釈

- (ii) 「もしくは、法律の細則 7 第 10 条に基づき代替乗数（適宜）が定められる」という文言を除外して解釈

- (h) 規則 23(4)は、「当該ケースでは(3)(a)、あるいは法律の細則 7 第 10 条(4)が当該ケースに適用されるように代替乗数を定める」という文言を、本細則第 8 条(2)への言及と差し替えて解釈するものとする。

死亡時の未払い債務

10. (1) 本条は、生前に BID 特別税の負担義務者であった（または負担義務者であったと言われる）者が死亡した場合に適用される。

(2) 以下に該当する場合、死亡者の遺言執行人ないし遺産管理人は、下項(3)に従って、故人が支払い債務を負う BID 特別税の額（故人が支払い義務を負う関連費用を含む）を上限とする金額を支払う義務を負うものとし、支払った（または支払う予定の）額を故人の資産および動産から控除することができる。

(a) 故人に、本細則による支払い債務ないし BID 特別税関連費用の支払い義務が生前に生じており、それが未払いとなっている場合。または、

(b) もし死亡していなければ、本細則によって故人に BID 特別税関連債務が死亡後に発生したであろう場合（通知送達の有無にかかわらず）。

(3) 上記(2)(b)に該当する場合、遺言執行人ないし遺産管理人の支払い義務は、債務の支払いを求める通知が執行人ないし管理人に送達されるまでは発生しない。

(4) 故人の存命中に、その **BID** 特別税関連債務（関連費用を含む）を超過した金額が支払われ（超過がその死に起因するか否かを問わず）、本細則に基づく払戻しないしは貸方計上はまだ行われていない場合、遺言執行人ないし遺産管理人は、その超過額を受け取る権利を有するものとする。

(5) 以下に該当する費用は、(2)および(4)の目的上の関連費用である。

(a) その費用について、1989 年規則の規則 12 の(6)(b)ないし(7)、または規則 16(4)(b)に基づいて、裁判所が命令もしくは令状（場合に応じて）を出した場合。または、

(b) その費用が、1989 年規則の規則 14(2)(b)に従って回収可能な動産差押え手続き関連費用である場合。

(6) 上記(2)による支払い債務は、故人の遺産管理の際に故人の負債として強制履行されるものとする。従って、

(a) それに関して、故人の死後、1989 年規則の規則 12 に基づいて履行命令を請求する必要はない。また、

(b) 遺言執行人ないし遺産管理人の債務は、遺言執行人ないし遺産管理人として負う債務である。

(7) 1989 年規則の規則 23(1)と(2)は、本細則に基づいて他の法的手続きに適用されるのと同様に、本条に基づき発生する債務の強制履行手続きにも適用される。

(8) 遺言執行人ないし遺産管理人は、故人の遺産管理に際して本条により負う自己の債務に関する限りにおいて、法的手続きを開始、継続し、撤回することができる。

BID 管理規定の国王への適用

11. (1) 本細則の規定のいずれかに国王が違反した場合も、国王が刑事責任を問われることはないものとする。ただし、高等法院が徴税自治体の申立て

を受けて、かかる違反にあたる国王の作為ないし不作為を不法と宣言することはできる。

(2) 上記(1)の定めにかかわらず、本細則の規定は国王にも他者に対するのと同様に適用されるものとする。

(3) 女王が私人として居住もしくは（非居住の場合は）所有する不動産に関しては、本細則が付与する立ち入り権限は一切行使できないものとし、本項は、本細則に 1947 年国王訴訟手続法^[13]の第 38 条(3)が含まれるが如く解釈されるものとする。

共同居住者・共同所有者：徴収

12. (1) 本条は、ある不動産（またはその一部）につき BID 特別税の負担義務者が、ある特定の時点で複数存在することになるであろう場合（本条は別として）に適用する。

(2) 本条が、

(a) 賦課期間中の、BID 特別税の負担義務者が一人だけの時点について適用される場合、当該時点についての BID 特別税はその者が支払い義務を負うものとする。

(b) 賦課期間中の、BID 特別税の負担義務者が複数いる時点について適用される場合は、当該時点について仮に負担義務者が一人であれば BID 特別税として課されたであろう額につき、それら複数の者が連帯して支払い義務を負い、かつ個別にも負うものとする。

(3) 本細則は、上記(2)に沿って効力を持つものとする。特に、上記(2)(b)に該当する時点について本細則に基づき出される通知は、次のようにして出すことが出来る。

(a) 支払請求先である当該 BID 特別税の負担義務者それぞれ、ないしはそのいずれかに対して個別に出す。もしくは、

(b) 当該請求先が、パートナーや受託者として連帯かつ個別に支払い義務を負う場合には、パートナーシップまたは受託者団体宛てに一括して出す。

（その場合は、負担義務者全員に対して一通の通知で足りるものとし、本細則中の「BID 特別税の負担義務者」は、当該通知に関してはパートナーまたは受託者の総称と解釈するものとする。）

(4) 上記(3)(b)に従ってパートナーシップまたは受託者団体宛てに出される通知は、下記のいずれかの方法で送達することができる。

(a) パートナーシップの場合は、1972 年地方自治法（「1972 年法」）の第 233 条(3)(b)で記述された方法

(b) 受託者団体の場合は、受託者の一人への送達

当該通知を本条に基づいて、パートナーシップ、パートナーシップ事業の支配権者ないしは経営者、または受託者団体に送達する場合、当該パートナーシップ、支配権者・経営者、または受託者団体（場合に応じ）の正式住所には、（1972 年法第 233 条(4)で言及する住所の他に）当該通知が関連する不動産であればどの事業所でも含まれるものとする。

(5) 上記(3)(a)に従って、同一債務について複数人に通知が出される場合、徴税自治体はその旨を通知先各者に知らせるものとする。

(6) 上記(3)(a)に従ってある BID 特別税負担義務者へ出された通知が、該当年度中の(2)(a)に当たる時点と(2)(b)に当たる時点の双方に関する場合、当該通知先がその通知に基づいて行う支払いは全て、その者が単独で負う特別税債務の弁済までは、その債務の履行に向けた支払いとして取り扱うものとする。

(7) 上記(2)(b)該当時点の目的上、法律第 46 条に基づく BID 制度上の BID 特別税負担義務者の要件として、当該の事業用資産税納税者が慈善団体かその理事であることが求められる場合は、連帯かつ個別に支払い義務を負う者の一人以上が慈善団体であるか、（場合に応じて）一部または全員が慈善団体の理事であれば、同要件は満たされたものとする。

(8) 上記(2)(b)該当時について計算された額が支払われ、それにつき何らかの払戻しが行われる場合、徴税自治体は自らが妥当と考える関係個人宛てに払い戻すことができる。

(9) 下項(10)に従い、(2)(b)に基づく債務の支払いや払戻しはいかなるものも、(2)(b)に該当する債務について支払いの負担ないし払戻しの便益が公平になるよう、BID 特別税負担義務者の間で調整しなければならない。

(10) 支払いを行った BID 特別税負担義務者が、BID 特別税の他の負担義務

者や当該不動産に利害を持つ受益者から支払い額の全部または一部を回収するコモン・ローまたは衡平法上の権利や、払戻しを受けた BID 特別税負担者が、受け取った払戻し額の全部または一部について他の負担義務者や受益者に説明するコモン・ローまたは衡平法上の義務が、上記(2)(b)および(8)によって影響を受けることは一切ない。

共同所有者および共同居住者：強制履行

13. (1) 1989 年規則の第三部および細則 2 から 4 は、以下の変更を加えた上で、法律第 46 条に基づく負担義務者が第 12 条に従って一定額を回収する際について、効力を持つものとする。

(2) 履行命令を求める申立てを行う際は、1989 年規則の規則 11(1)および(2)に従い、被申立人各者に対し督促通知を送達しなければならない。

(3) 第 12 条の(3)から(6)は、本細則に基づく通知に適用されるのと同様に督促通知にも適用される。

(4) 第 12 条(2)(b)に該当する額に関する履行命令の申立ておよび発令は、BID 特別税の負担義務者のうち、一人または複数を相手取って行うことができる。被申立人に対して当該金額につき送達された通知が一括であったか個別であったかは問わない。

(5) 一定額に関して、複数の相手に対して履行命令が発令された場合は、下項(9)の規定に従って、その一人ないしは複数の動産を差し押さえることができる。

(6) 一定額に関して、複数人の動産が差し押さえられた場合は随時、相手の一人に対して一通の収監状、または複数に対し個別の収監状を請求することができる。

(7) 動産差し押さえの対象が一人だけの場合は、その相手に対する収監状を請求できる。

(8) 一定額に関して、複数に対して履行命令が下され、1989 年規則の規則 16(3)に基づいてそのうちの一人に対し収監状が発令された場合（または、

その者の収監期間が決定された場合)、1989 年規則の規則 16(4)で言及する額に関しては、複数人のいずれに対しても、動産差し押さえ、破産、または清算の手続きをとったり、追加したりすることはできない。

(9) 一定額に関して、複数に対して履行命令が下った場合、

(a) その額に関して、動産差し押さえ、収監、破産、または清算のいずれかの手続きをとっている間は、同一の相手に対して上記のうち別の手続きをとることはできない。また、

(b) 下項(10)を例外として、一定額に関して一人に対して動産差し押さえの手続きをとっている間は、他の相手に対して動産差し押さえ手続きをとることはできない。

(10) 一定額に関して複数に対して履行命令が下り、うち一人に対する動産差し押さえの際に、その者が当該複数人の中の他の者と共同所有する物品が見つかった場合は、(9)(b)の規定にもかかわらず、当該金額に関してその物品を差し押さえることができる。ただし、1989 年規則の規則 16 に基づきその後いかなる法的手続きがとられても、かかる差し押さえにより同規則細則 3 に基づいて発生する手続き費用は、当初差し押さを意図していた相手に関連するものであり、他方（共同所有者）に関するものではないとして取り扱うこととする。

(11) 以下に該当する場合、

(a) 一定額に関して、複数人に対して履行命令が下り、

(b) 当該金額に関して、そのうちの一人について 1989 年規則細則 3 第 1 条の表の項目 B に属する手続き費用が発生した場合。

当該金額に関し、当該複数人のいずれに対しても、以後いかなる差し押さえまたは差し押さえの試みを行っても、その結果発生する項目 B の別の費用や同表項目 A に属する費用を、1989 年規則の規則 14(2)の目的上、追加合計することはできない。また、複数人の一人に対する手続きの費用で、項目 A(i)の費用、または項目 A(i)と A(ii)の両費用は、当該目的上、その者だけでなく他の者に対しても、項目 A の手続き費用（場合に応じて、両費用）として取り扱うものとする。

(12) 一定額に関して、履行命令が一人に下り、その他の者（一人または複数）に対しても下る場合（最初に言及した者に対するのと同時か後日か、当該金額の全額についてか一部についてかを問わず）は、

(a) 当該人物（最初の者）を除く全員について、命令の対象に、1989 年規則の規則 12(6)(b)または(7)に基づき、その者（一人または複数）に対する命令の申立手続き費用に関連して金額を追加することは、一切認められない。

(b) （当該人物を含む）それらの者は、当該人物に対する命令の対象として含まれる費用関連の金額につき、連帯かつ個別に支払い義務を負うものとして取り扱う。

(c) それら他の者に対する命令は、(1989 年規則の規則 12(6)(b)または(7)に関しては) それ（当該人物に対する命令の対象金額）の未払い分について下されるものとする。

(13) 上記(12)の目的上、当該人物とは当該金額について最初に履行命令を受けた者をいい、そうした者が複数いる場合は、そのうち裁判所が妥当と判断する一人をいう。

(14) 上記(12)は、徴税自治体が 1989 年規則の規則 12(2)に基づいて、費用に関してある者に履行命令が下りた後に同じ費用について別の者に対する命令を求める申立てをするのを認めたものと、解釈してはならない。

パートナーシップの場合の強制履行

14. (1) 第 12 条(2)(b)に該当する場合の一定額について、第 12 条(3)(b)に従って通知が送達され、それにより複数の者がパートナーとして負担義務を負う場合、それに関する履行命令の申立てと発令は、それらパートナーの企業名で行うことができる。なお、かかる命令は、当該パートナーがそれぞれ個別に負う当該金額の負担義務につき、各人に対して発令されたのと同様の効力を有するものとする。

(2) 一定額に関して、パートナーに対する履行命令が企業名で発令され、同一金額に関してそれまでに別の者に何ら命令が下されていない場合、第 13 条(12)の「当該人物」は当該パートナーシップと解釈するものとする。

(3) パートナーに対して企業名で行われた履行命令の申立てを受けて出される召喚状は、当該パートナーシップに対し、その主要事業所に持参するか郵送する形で送達できる。なお、本規定により 1989 年規則の規則 13(2)の効果が損なわれることはない。

(4) 一定額に関して、パートナーに対する履行命令が企業名で発令された場合、第 13 条(9)(b)は、その金額についてパートナーシップの財産を差し押さえることを妨げるものではない。また、1989 年規則の規則 16 に基づいて以後いかなる法的手続きがとられるとしても、かかる差し押さえにより同規則の細則 3 に基づき発生する手続き費用については、当該パートナーが連帯かつ個別に支払い義務を負うものとして取り扱う。

(5) 一定額に関して、パートナーに対する履行命令が企業名で発令された場合に関しては、1989 年規則の規則 18(2)が効力を持つが、その際、企業への言及はパートナーシップへの言及を含むとし、1986 年破産法^[14]第 221 条(5)(b)への言及は以下のように解釈するものとする。

(a) 破産パートナーシップに関する 1994 年命令^[15]の第 7 条に該当する場合は、同条におけるのと同様に第 221 条(5)(c)への言及であり、

(b) 同命令の第 8 条に該当する場合は、同条(1)(c)による差し替えに従い、第 221 条(5)への言及であるとする。

(6) 一定額に関して、パートナーに対する履行命令が企業名で発令された場合、第 13 条(9)(a)は、パートナーシップならびにそのメンバーに対して破産手続きをとることや、それらの手続きを破産パートナーシップに関する 1994 年命令に従って取り扱うことを妨げるものではない。

[1] 1989 42 章, 「規定」の定義については第 152 条(5)項を参照

[2] 2003 26 章, 「規定」の定義については第 59 条(1)項を参照

[3] 1988 41 章 参照

[4] 規則 1989/1058; 規則の改正 1990/145, 1991/141, 1991/1127, 1992/1512, 1993/774, 1993/894, 1993/1493, 1995/212, 1998/3089 参照

[5] 1984 12 章参照

[6] 規則 1989/1060; 規則の大幅改正. 1993/616 参照

[7] 1989 42 章 参照

[8] 1971 80 章 参照

[9] 1983 2 章 参照

[10] 2000 26 章 参照

[11] 1972 70 章 参照

[12] 規則 1989/1058; 規則の改正 1990/145, 1991/141, 1991/1127, 1992/474, 1992/1512, 1993/774, 1993/984, 1993/1493, 1995/212, 1998/3089.参照

[13] 1947 44 章 参照

[14] 1986 45 章 参照

^[15] 規則 1994/2421; 規則の改正 2002/1308 参照